

平成 18 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 6 号）

1、本日の出席議員（ 45 名 ）

1 番	佐々木	勇	2 番	黒田	直孝
3 番	佐々木	春男	4 番	竹内	睦夫
5 番	飯尾	明芳	6 番	荘司	範彦
7 番	佐藤	元	8 番	斎藤	和夫
9 番	池田	甚一	10 番	板垣	英雄
11 番	宮本	久美子	12 番	工藤	久市
13 番	加藤	照美	14 番	長谷川	誠
15 番	佐々木	正雄	16 番	佐々木	正勝
17 番	竹内	賢	19 番	池田	好隆
20 番	梶原	澄夫	21 番	伊藤	知
22 番	佐々木	正己	23 番	村上	次郎
24 番	山田	明	25 番	高橋	二郎
26 番	飯尾	善紀	27 番	佐々木	弥四夫
28 番	佐藤	功	29 番	佐藤	文昭
30 番	小川	正文	31 番	本藤	敏夫
32 番	佐藤	範義	33 番	菊地	衛
34 番	宮崎	信一	35 番	伊藤	晃
36 番	須田	鉄郎	37 番	佐々木	元
38 番	齋藤	信義	39 番	池田	敏郎
40 番	佐々木	正明	41 番	市川	雄次
42 番	佐々木	栄	43 番	佐々木	春男
44 番	須田	金一	46 番	佐々木	正勝
47 番	榊原	均			

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	竹内 享一	参	事	佐藤 正
庶務係長	藤谷 博之	主	査	佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	教育長	三浦 博
総務部長	須田 正彦	市民部長	笹森 和雄

産業建設部長	金子 則之	象潟市民サービスセンター長	松野 勝弘
仁賀保市民サービスセンター長	阿部 五郎	金浦市民サービスセンター長	三浦 忠彦
教育次長	佐藤 定夫	ガス水道局長	宮崎 俊雄
消防長	高橋 誠	総務課長	斎藤 隆一
企画課長	竹内 規悦	財政課長	佐藤 好文
税務課長	佐藤 縫子	情報システム課長	池田 史郎
収入役室長 収入役職務代理者	斎藤 乃里子	選挙管理委員会 事務局長	佐藤 正記
国体推進室長	佐々木 秀明	市民課長	木内 利雄
生活環境課長	佐藤 侑	清掃センター長	柴田 正彦
健康福祉課長	阿部 洋子	福祉事務所長	佐藤 秀男
農林課長	大場 久	農漁村整備課長	伊藤 賢二
商工課長	斎藤 芳克	観光課長	長谷山 良
農業委員会事務局長	斎藤 利秀	建設課長	佐藤 家一
都市整備課長	阿部 誠一	下水道課長	佐々木 義明
教育委員会 学校教育課長	佐藤 和広	社会教育課長	斎藤 俊
文化財保護課長	安倍 溥	仁賀保公民館長	岩井 敏一
象潟公民館長	佐藤 文一	フェライト子ども 科学館長	森 浩一
白瀬記念館長	佐藤 金矢	象潟体育館長	斎藤 弘
管理課長	本間 正志	事業課長	須田 登美雄
熱量変更推進室長	小柳 伸光	消防次長	佐藤 吉晴
消防署長	下居 和夫	消防総務課長	中津 博行
消防予防課長	佐藤 松雄	消防警防課長	北岡 二人
消防通信指令課長	三浦 菊雄		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第6号

平成18年3月24日(金曜日)午前10時開議

- 第1 議案第2号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合同規約の変更について
- 第2 議案第3号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について
- 第3 議案第4号 本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について

- 第4 議案第5号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第5 議案第6号 にかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について
- 第6 議案第7号 にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定について
- 第7 議案第8号 にかほ市国民保護協議会条例制定について
- 第8 議案第9号 にかほ市地域振興基金条例制定について
- 第9 議案第10号 にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例制定について
- 第10 議案第11号 にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第12号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第13号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第14号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第15号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第16号 にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例制定について
- 第16 議案第17号 にかほ市教育研究所設置条例制定について
- 第17 議案第18号 にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第19号 にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第20号 象潟ねむの丘条例制定について
- 第20 議案第21号 にかほ市温泉保養センターはまなす条例制定について
- 第21 議案第22号 にかほ市農業委員会委員の定数等に関する条例制定について
- 第22 議案第23号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第24号 市道路線の廃止について
- 第24 議案第25号 市道路線の変更について
- 第25 議案第26号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第26 議案第27号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第27 議案第28号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第28 議案第29号 平成17年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第29 議案第30号 平成17年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第30 議案第31号 平成17年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第31 議案第32号 平成17年度仁賀保町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第32 議案第33号 平成17年度仁賀保町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第33 議案第34号 平成17年度仁賀保町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第34 議案第35号 平成17年度仁賀保町ガス事業会計決算認定について
- 第35 議案第36号 平成17年度仁賀保町水道事業会計決算認定について
- 第36 議案第37号 平成17年度金浦町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第37 議案第38号 平成17年度金浦町育英資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 第38 議案第39号 平成17年度金浦町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第39 議案第40号 平成17年度金浦町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第40 議案第41号 平成17年度金浦町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第41 議案第42号 平成17年度金浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第42 議案第43号 平成17年度金浦町ガス事業会計決算認定について
- 第43 議案第44号 平成17年度金浦町水道事業会計決算認定について
- 第44 議案第45号 平成17年度象潟町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第45 議案第46号 平成17年度象潟町旅客鉄道業務受託事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第46 議案第47号 平成17年度象潟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第47 議案第48号 平成17年度象潟町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第48 議案第49号 平成17年度象潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第49 議案第50号 平成17年度象潟町観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について
- 第50 議案第51号 平成17年度象潟町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 第51 議案第52号 平成17年度象潟町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第52 議案第53号 平成17年度象潟町ガス事業会計決算認定について
- 第53 議案第54号 平成17年度象潟町水道事業会計決算認定について
- 第54 議案第55号 平成17年度仁賀保地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第55 議案第56号 平成17年度仁賀保地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第56 議案第57号 平成17年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第57 議案第58号 平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）
- 第58 議案第59号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第1号）
- 第59 議案第60号 平成17年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）
- 第60 議案第61号 平成17年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第61 議案第62号 平成17年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 第62 議案第63号 平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第63 議案第64号 平成17年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第1号）
- 第64 議案第65号 平成17年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第65 議案第66号 平成18年度にかほ市一般会計予算

- 第66 議案第67号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第67 議案第68号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第68 議案第69号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第69 議案第70号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第70 議案第71号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算
- 第71 議案第72号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算
- 第72 議案第73号 平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計予算
- 第73 議案第74号 平成18年度にかほ市ガス事業会計予算
- 第74 議案第75号 平成18年度にかほ市水道事業会計予算
- 第75 議案第78号 損害賠償の額を定めることについて
- 第76 議案第79号 損害賠償の額を定めることについて
- 第77 議案第80号 平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）
- 第78 議案第81号 平成17年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第79 陳情第1号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情
- 第80 陳情第2号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情
- 第81 陳情第1号 介護保険の改善を求める陳情書（継続審査中）
- 第82 議提第1号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出について
- 第83 議提第2号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書の提出について
- 第84 議提第3号 道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出について
- 第85 議提第4号 大規模養豚事業に関する決議
- 第86 委員会の閉会中の審査の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第6号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（榊原均君） 32番佐藤範義議員から遅刻の届け出が出ております。

ただいまの出席議員は44人です。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

ただいまから決算特別委員会及び一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩します。

午前 10 時 01 分 休 憩

.....

平成17年度決算特別委員会会議録

出席委員(44名)

1番	佐々木	勇	2番	黒田	直孝
3番	佐々木	春男	4番	竹内	睦夫
5番	飯尾	明芳	6番	荘司	範彦
7番	佐藤	元	8番	斎藤	和夫
9番	池田	甚一	10番	板垣	英雄
11番	宮本	久美子	12番	工藤	久市
13番	加藤	照美	14番	長谷川	誠
15番	佐々木	正雄	16番	佐々木	正勝
17番	竹内	賢	19番	池田	好隆
20番	梶原	澄夫	21番	伊藤	知
22番	佐々木	正己	23番	村上	次郎
24番	山田	明	25番	高橋	二郎
26番	飯尾	善紀	27番	佐々木	弥四夫
28番	佐藤	功	29番	佐藤	文昭
30番	小川	正文	31番	本藤	敏夫
33番	菊地	衛	34番	宮崎	信一
35番	伊藤	晃	36番	須田	鉄郎
37番	佐々木	元	38番	齋藤	信義
39番	池田	敏郎	40番	佐々木	正明
41番	市川	雄次	42番	佐々木	栄
43番	佐々木	春男	44番	須田	金一
46番	佐々木	正勝	47番	榊原	均

欠席委員(1名)

32番 佐藤 範 義

.....

議会事務局職員

議会事務局長	竹内	享一	参	事	佐藤	正
庶務係長	藤谷	博之	主	査	佐々木	美佳

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	三 浦 博
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	笹 森 和 雄
産 業 建 設 部 長	金 子 則 之	象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	松 野 勝 弘
仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	阿 部 五 郎	金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	三 浦 忠 彦
教 育 次 長	佐 藤 定 夫	ガ ス 水 道 局 長	宮 崎 俊 雄
消 防 長	高 橋 誠	総 務 課 長	斎 藤 隆 一
企 画 課 長	竹 内 規 悦	財 政 課 長	佐 藤 好 文
税 務 課 長	佐 藤 縫 子	情 報 シ ス テ ム 課 長	池 田 史 郎
収 入 役 室 長 収 入 役 職 務 代 理 者	斎 藤 乃 里 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	佐 藤 正 記
国 体 推 進 室 長	佐 々 木 秀 明	市 民 課 長	木 内 利 雄
生 活 環 境 課 長	佐 藤 侑 子	清 掃 セ ン タ ー 長	柴 田 正 彦
健 康 福 祉 課 長	阿 部 洋 子	福 祉 事 務 所 長	佐 藤 秀 男
農 林 課 長	大 場 久	農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二
商 工 課 長	斎 藤 芳 克	観 光 課 長	長 谷 山 良
農 業 委 員 会 事 務 局 長	斎 藤 利 秀	建 設 課 長	佐 藤 家 一
都 市 整 備 課 長	阿 部 誠 一	下 水 道 課 長	佐 々 木 義 明
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	佐 藤 和 広	社 会 教 育 課 長	斎 藤 俊
文 化 財 保 護 課 長	安 倍 溥	仁 賀 保 公 民 館 長	岩 井 敏 一
象 潟 公 民 館 長	佐 藤 文 一	フ ェ ラ イ ト 子 ど も 科 学 館 長	森 浩 一
白 瀬 記 念 館 長	佐 藤 金 矢	象 潟 体 育 館 長	斎 藤 弘
管 理 課 長	本 間 正 志	事 業 課 長	須 田 登 美 雄
熱 量 変 更 推 進 室 長	小 柳 伸 光	消 防 次 長	佐 藤 吉 晴
消 防 署 長	下 居 和 夫	消 防 総 務 課 長	中 津 博 行
消 防 予 防 課 長	佐 藤 松 雄	消 防 警 防 課 長	北 岡 二 人
消 防 通 信 指 令 課 長	三 浦 菊 雄		

.....

平成 17 年度決算特別委員会審議日程

第1 決算特別小委員会の報告、質疑（議案第29号から議案第57号）

第2 討 論

第3 採 決

.....
午前10時01分 開 議

決算特別委員長（佐々木正勝君） ただいまから平成17年度決算特別委員会を開会いたします。
ただいま出席している委員は43名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、旧仁賀保町決算特別小委員長の報告を求めます。29番佐藤文昭小委員長。

【旧仁賀保町決算特別小委員長（29番佐藤文昭君）登壇】

旧仁賀保町決算特別小委員長（佐藤文昭君） おはようございます。

平成18年3月9日付託の旧仁賀保町決算特別小委員会に付託されました案件が終わりましたので報告いたします。

議案第29号平成17年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第30号平成17年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、議案第31号平成17年度仁賀保町国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について、議案第32号平成17年度仁賀保町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第33号平成17年度仁賀保町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第34号平成17年度仁賀保町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、議案第35号平成17年度仁賀保町ガス事業会計決算認定について、議案第36号平成17年度仁賀保町水道事業会計決算認定について、いずれも全員の賛成で認定しております。

以上で報告を終わります。

決算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので、旧仁賀保町決算特別小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

決算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで旧仁賀保町決算特別小委員長に対する質疑を終わります。

次に、旧金浦町決算特別小委員長の報告を求めます。37番佐々木元小委員長。

【旧金浦町決算特別小委員長（37番佐々木元君）登壇】

旧金浦町決算特別小委員長（佐々木元君） おはようございます。

旧金浦町の決算特別小委員会の審査の報告をいたします。

平成18年3月9日付託の下記の事件について審査を終わったので報告いたします。

お手元にあると思います。

議案第 37 号平成 17 年度金浦町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第 38 号平成 17 年度金浦町育英資金特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 39 号平成 17 年度金浦町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、議案第 40 号平成 17 年度金浦町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 41 号平成 17 年度金浦町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 42 号平成 17 年度金浦町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、議案第 43 号平成 17 年度金浦町ガス事業会計決算認定について、議案第 44 号平成 17 年度金浦町水道事業会計決算認定について、いずれも全員の賛成で認定いたしましたことを御報告申し上げます。

決算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので、旧金浦町決算特別小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

決算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで旧金浦町決算特別小委員長に対する質疑を終わります。

次に、旧象潟町決算特別小委員長の報告を求めます。40 番佐々木正明小委員長。

【旧象潟町決算特別小委員長（40 番佐々木正明君）登壇】

旧象潟町決算特別小委員長（佐々木正明君） 旧象潟町決算特別小委員会の審査が終わったので報告いたします。

議案第 45 号平成 17 年度象潟町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第 46 号平成 17 年度象潟町旅客鉄道業務受委託事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 47 号平成 17 年度象潟町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 48 号平成 17 年度象潟町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 49 号平成 17 年度象潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 50 号平成 17 年度象潟町観光施設整備特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 51 号平成 17 年度象潟町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 52 号平成 17 年度象潟町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、議案第 53 号平成 17 年度象潟町ガス事業会計決算認定について、議案第 54 号平成 17 年度象潟町水道事業会計決算認定について、いずれも全員の賛成で認定しております。

報告を終わります。

決算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので、旧象潟町決算特別小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

決算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで旧象潟町決算特別小委員長に対する質疑を終わります。

次に、旧消防組合決算特別小委員長の報告を求めます。3 番佐々木春男小委員長。

【旧消防組合決算特別小委員長（3 番佐々木春男君）登壇】

旧消防組合決算特別小委員長（佐々木春男君） 去る 3 月 9 日、旧消防組合決算特別小委員会に付託をされました案件の審査が終わりましたので報告をいたします。

議案第 55 号平成 17 年度仁賀保地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、全員の賛成により認定と決定しております。

以上、報告を終わります。

決算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので旧消防組合決算特別小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

決算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで旧消防組合決算特別小委員長に対する質疑を終わります。

次に、旧衛生施設組合決算特別小委員長の報告を求めます。12 番工藤久市小委員長。

【旧衛生施設組合決算特別小委員長（12 番工藤久市君）登壇】

旧衛生施設組合決算特別小委員長（工藤久市君） 旧衛生施設組合決算特別小委員会の審査が終わりましたので報告いたします。

本委員会に付託された事件は、議案第 56 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、並びに議案第 57 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての 2 件であります。

去る 3 月 16 日午後 1 時 30 分より全員の出席のもとに本委員会を開会し、その審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議案第 56 号、議案第 57 号 2 件を一括議題にいたし、当局の説明を求めた後、質疑を行ったところ、平成 17 年度本組合決算 2 件は 9 月 30 日までの年度途中の決算であり、特に質疑なく、採決した結果、議案第 56 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、並びに議案第 57 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての 2 件は、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上、報告いたします。

決算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので、旧衛生施設組合決算小委員長に対する質疑を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

決算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで旧衛生施設組合決算特別小委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第 29 号平成 17 年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 57 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで 29 件の討論を行います。

お諮りいたします。議案第 29 号平成 17 年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 57 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 29 件の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

決算特別委員長（佐々木正勝君） 討論なしと認めます。これで議案第 29 号から議案第 57 号ま

での討論を終わります。

これから、議案第 29 号平成 17 年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 57 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで 29 件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第 29 号平成 17 年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 57 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで 29 件は、各小委員長の報告はいずれも認定するものです。各小委員長の報告のとおりいずれも認定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

決算特別委員長（佐々木正勝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号から議案第 57 号までの 29 件は、各小委員長の報告のとおりいずれも認定することに決定いたしました。

これで決算特別小委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで決算特別委員会を閉会いたします。

午前 10 時 16 分 閉 会

.....

平成18年度一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(44名)

1番	佐々木	勇	2番	黒田	直孝
3番	佐々木	春男	4番	竹内	睦夫
5番	飯尾	明芳	6番	荘司	範彦
7番	佐藤	元	8番	斎藤	和夫
9番	池田	甚一	10番	板垣	英雄
11番	宮本	久美子	12番	工藤	久市
13番	加藤	照美	14番	長谷川	誠
15番	佐々木	正雄	16番	佐々木	正勝
17番	竹内	賢	19番	池田	好隆
20番	梶原	澄夫	21番	伊藤	知
22番	佐々木	正己	23番	村上	次郎
24番	山田	明	25番	高橋	二郎
26番	飯尾	善紀	27番	佐々木	弥四夫
28番	佐藤	功	29番	佐藤	文昭
30番	小川	正文	31番	本藤	敏夫
33番	菊地	衛	34番	宮崎	信一
35番	伊藤	晃	36番	須田	鉄郎
37番	佐々木	元	38番	齋藤	信義
39番	池田	敏郎	40番	佐々木	正明
41番	市川	雄次	42番	佐々木	栄
43番	佐々木	春男	44番	須田	金一
46番	佐々木	正勝	47番	榭原	均

欠席委員(1名)

32番 佐藤 範 義

議会事務局職員

議会事務局長	竹内	享一	参	事	佐藤	正
庶務係長	藤谷	博之	主	査	佐々木	美佳

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	教 育 長	三 浦 博
總 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	笹 森 和 雄
産 業 建 設 部 長	金 子 則 之	象 潟 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	松 野 勝 弘
仁 賀 保 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	阿 部 五 郎	金 浦 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 長	三 浦 忠 彦
教 育 次 長	佐 藤 定 夫	ガ ス 水 道 局 長	宮 崎 俊 雄
消 防 長	高 橋 誠	總 務 課 長	斎 藤 隆 一
企 画 課 長	竹 内 規 悦	財 政 課 長	佐 藤 好 文
税 務 課 長	佐 藤 縫 子	情 報 シ ス テ ム 課 長	池 田 史 郎
収 入 役 室 長 収 入 役 職 務 代 理 者	斎 藤 乃 里 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	佐 藤 正 記
国 体 推 進 室 長	佐 々 木 秀 明	市 民 課 長	木 内 利 雄
生 活 環 境 課 長	佐 藤 侑 子	清 掃 セ ン タ ー 長	柴 田 正 彦
健 康 福 祉 課 長	阿 部 洋 子	福 祉 事 務 所 長	佐 藤 秀 男
農 林 課 長	大 場 久	農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二
商 工 課 長	斎 藤 芳 克	観 光 課 長	長 谷 山 良
農 業 委 員 会 事 務 局 長	斎 藤 利 秀	建 設 課 長	佐 藤 家 一
都 市 整 備 課 長	阿 部 誠 一	下 水 道 課 長	佐 々 木 義 明
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	佐 藤 和 広	社 会 教 育 課 長	斎 藤 俊
文 化 財 保 護 課 長	安 倍 溥	仁 賀 保 公 民 館 長	岩 井 敏 一
象 潟 公 民 館 長	佐 藤 文 一	フ ェ ラ イ ト 子 ど も 科 学 館 長	森 浩 一
白 瀨 記 念 館 長	佐 藤 金 矢	象 潟 体 育 館 長	斎 藤 弘
管 理 課 長	本 間 正 志	事 業 課 長	須 田 登 美 雄
熱 量 変 更 推 進 室 長	小 柳 伸 光	消 防 次 長	佐 藤 吉 晴
消 防 署 長	下 居 和 夫	消 防 總 務 課 長	中 津 博 行
消 防 予 防 課 長	佐 藤 松 雄	消 防 警 防 課 長	北 岡 二 人
消 防 通 信 指 令 課 長	三 浦 菊 雄		

.....

平成 18 年度一般会計予算特別委員会審議日程

第1 予算特別小委員会の報告、質疑（議案第58号、66号、80号）

第2 討 論

第3 採 決

.....
午前10時17分 開 議

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） ただいまから平成18年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

ただいま出席している委員は43名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。36番須田鉄郎総務小委員長。

【総務小委員長（36番須田鉄郎君）登壇】

総務小委員長（須田鉄郎君） 当委員会に付託されました議案第58号、第66号及び第80号について、審議の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第58号平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）であります。

ページ22ページをお開きください。総務費、総務管理費の一般管理費のうち一般職退職手当事業負担金とございます。これに関連いたしまして、市の職員の削減計画を聞いております。10年間で約120名退職者が出るということです。その半分の60名の削減を見込んでいるということでございます。

それから、次のページ、23ページの中段、生活バス路線等維持費補助金とございます。これについて当局のお話がありました。平成20年には県の補助金がなくなると。いかに交通弱者の足を確保するかが課題となっているということであります。今後、循環バスを採用した場合の路線、集客、経費等の検討、それから乗り合いタクシーなどを導入することを検討しているということでございます。

次に、ページ24ページの中段、9目の企画費であります。総合発展計画住民検討委員会報償費とあります。この初会合は3月28日に予定されておまして、15名の委嘱ということであります。

次のページ、25ページであります。真ん中、中段の15節の工事請負費1,946万円減額になっております。これは予算額が7,670万円でしたが、契約の確定額が5,645万9,000円ということで、その不用額でございます。

ちなみに、携帯電話の供用開始時期は、鉄塔から中継基地までの光ファイバーの敷設がおくれているため、新年度すぐの供用は無理ということでございます。

58号については、以上でございます。

当委員会では、当委員会が所管する総務部関係については全員賛成で可決に決しております。

次に、議案第 66 号平成 18 年度にかほ市一般会計予算であります。

ページ 48 ページをお願いします。会計管理費のうち備品購入費がございませぬ。これは旧 3 町分の税金の納期が 18 年度から統一されるということで、各金融機関から納付書が大量に集まると。そういうことが予想されることから OCR を導入し、迅速かつ正確な金額を確認できるようにするということでございませぬ。

次に、ページ 52 ページの上段、ここにこ定住促進奨励金とございませぬ。これは旧金浦町が造成した夢ヶ丘団地 96 区画、これは土地は完売しておりますが、住宅が建っていない 41 区画について建設促進のため奨励金を交付するものであります。80 平米以上 100 平米以内ということで、1 平米当たり 2,500 円掛ける 5 棟分を見込んでいます。

次に、54 ページ、情報化推進費でございませぬ。この予算に関連いたしまして、最近個人情報の流出が新聞紙上などで目にいたします。当市のセキュリティーについて聞いております。職員にセキュリティーポリシーという情報の取扱要綱を徹底していると。個人情報の流出は、仕事の情報を家庭のパソコンに持ち込んでいることが原因となっているので、これは厳に戒めているということでございませぬ。

また、このページの 15 節に工事請負費がございませぬ。これは、サーバー室入退室管理設備設置工事でございますが、これなども情報が漏れないように関係者以外の立ち入りを禁ずるといふものようでございます。いずれにいたしましても、当市では情報漏れなどはないということでございませぬ。今後も情報漏れの可能性はないということでございませぬ。

次に、55 ページ、国体推進費でございませぬ。19 節の秋田わか杉国体にかほ市実行委員会補助金について、その内訳を聞いております。サッカーが、旅費 546 万 5,000 円、需用費が 294 万 7,000 円、会場設備が 967 万 7,000 円、輸送バスが 498 万 7,000 円。空手のほうが、旅費が 385 万 3,000 円、需用費が 477 万 9,000 円、輸送バスが 97 万 1,000 円ということでございませぬ。この旅費の主なものは、役員の旅費だそうでございます。

次に、175 ページでございませぬ。公債費でございませぬ。現在の借入残高が 197 億円ということで報告を受けております。

議案第 66 号については以上でございませぬ。

当総務委員会の所管する総務部関係については、全員賛成で可決に決しております。

次に、議案第 80 号、ページは 8 ページでございませぬ。市債でございませぬ。内訳に書いてあるとおりでございます。特に質疑はございませぬでした。

議案第 80 号も全員賛成で可決に決しております。

以上です。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。 — 17 番竹内賢議員。

17 番（竹内賢君） 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）で、審議内容ということで、ページの 24 ページ、総合発展計画住民検討委員会の報償についてということで、第 1 回目が 3 月 28 日 15 名というお話がありました。このことについては、これからのまちづくりのいわゆる市民との

協働ということが理念になっているものですから、そして募集をしています。募集内容について、どういってお話があったのか、男女別とか、そういうものについてお話があったら伺いたいと思います。

それから、いいですか、もう2つばかり。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） はい。

17番（竹内賢君） 18年度のにかほ市各会計予算の中で、ページの54ページ、情報公開の問題、あるいは個人情報の保護について審査をされておるようです。その中で、例えば、今、問題になっているようなウィニーを使用しているかしていないかという話であります。家庭に持っていかないということできちんとなっていればいいんですが、例えば、仕事ができなかったとか、多くて家に持っていくとか、そういう形になった場合に、個人的に使用されているパソコンにウィニーということを使っているのを、そこまで当局が調査をしているのかどうか、そういう話がなかったのかどうか、伺いたいと思います。

それから、ページの55ページの委託料ということで、仁賀保多目的広場、芝植生維持管理委託料1,350万円になっています。この後、いわゆるサッカーの競技が終わった後の維持管理についてどういう考え方をしているのか、そういう審査がされたのか、話がされたのか、伺いたいと思います。

以上3点です。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 総務小委員長、答弁。

総務小委員長（須田鉄郎君） お答えします。

1点目でございます。発展計画の住民検討委員会の人選については特に審議されておりません。

それから、議案第66号のほうでございます。ウィニーのことでございますが、これは職員にセキュリティポリシーというものを徹底しているということで、それ以上のことは、特に個人的に職員が自宅に持ち帰ってやっているかどうかの確認をしているかどうかは、委員会としては確認しておりません。

次に、多目的広場ですね。

【「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 会議を再開いたします。

総務小委員長、答弁をお願いします。

総務小委員長（須田鉄郎君） お答えします。

この多目的広場は、今後高校生のサッカー大会とか、そういうことでも使用する予定だそうでご

ざいます。今のところ、今後3年間の管理の方向性というものははっきり決まっていないと、そういうことでございます。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 竹内賢議員いいですか。

17番（竹内賢君） はい。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。31番本藤敏夫教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（31番本藤敏夫君）登壇】

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 一般会計予算特別教育民生小委員会の審査内容を報告いたします。

付託されました議案第58号平成17年度にかほ市一般会計補正予算中、民生部、教育委員会、福祉事務所、消防関係の審査結果について御報告申し上げます。

本議案は、全員賛成により可決いたしているものでございます。

歳入については、市となったために民生費県負担金のうち障害者施設支援負担金3,232万2,000円の減や、やはり市になったための県補助金のうち障害支援等の補助金592万8,000円などが減額になっているのが特徴であり、あとは、対象人員の確定や補助額の確定による計数整理であります。

歳出に関しては、大きいものとしては、象潟斎場に関する入札差額3,095万1,000円など、入札差額や、やはり対象人員などの確定による計数整理が主なものでありますので、詳細を省略いたします。

次に、議案第66号平成18年度にかほ市一般会計予算中、民生部、教育委員会、福祉事務所、消防関係の審査については、事前に3人の方から通告がありましたので、その案件を中心に報告いたしたいと思います。なお、報告順は通告の順に従いまして御報告申し上げます。

最初に、佐々木正己議員の質疑通告によるものでございます。同議員の通告は7件であります。

1つは、母子保健事業費、90ページにあります。5歳児健診及び歯科健診についての質問でございます。18年度新規事業の一つで、新市の単独事業であります。これまでは乳幼児健診の対象は3歳児健診で終わっていたのでありますが、就学前の子供たちの発育期に変化の多い5歳児を対象とするもので、就学前に身体的、精神的疾患の早期発見と早期対応を目的とするものであります。この時期は臼歯の生える時期であり、歯科の面でも大切な時期であるということで、単独事業ではあります。歯科健診も同時に行うというものになっております。なお、健診の内容については、問診、身長、体重等の身体測定、食事指導、精神の発育状況、小児科の健診、歯科健診などが主なものになっております。

第2点目の清掃センター運営費、工事請負費9,300万円のことに対する質疑であります。ページ数は96ページになっております。ごみ焼却炉の修理費とその耐用年数ということであり。耐用年数は、基準としては15年になっておりまして、他の施設で15年ですぐ更新ということは全くあ

りませんで、他の施設においても、ほぼ20年ぐらいの期間での更新が一般的とされているようです。当施設は、昭和56年度から稼働していますので、25年を経過しております。ダイオキシンの問題から、平成12年に約9億2,000万円の工事費でダイオキシン対応の施設改善を行っております。その改善では、炉全体の工事をやっているものではなく、炉そのものは繕う時点のものであり、現在まで使われていると。ダイオキシンの施設改善の以降10年間の使用を余儀なくされておりますので、平成22年まではこの炉を持ちこたえなければならないという一つの課題がございます。よって、30年間の使用を考えなければならない。一番危惧されるのは、火を使う事業でありますから、事故のないことを願うということで、委員会では、そのような願いを持って意見が出されております。

なお、工事費であります。9,300万円の工事費の内訳は、破碎ごみ供給コンベア等を含む受け入れ供給設備が41%、焼却炉耐火物補修を含む燃焼設備に約27%、ガス冷却室、電気集じん機等の排ガス処理設備に14%ほど、残りが他の施設の修理補修に当たるということになっております。例えば、屋根などがそれに当たります。

次に、3点目、国際理解教育委託料、ページ138ページであります。360万円の中身についてであります。旧象潟町の事業を引き継いだもので、といっても、平成16年から始まったようではありますが、市長とスローン・カールソンという方が契約をして行っているものであります。主として小学校における国際理解教育の指導と補助に当たっております。月額30万円で、1週間35時間を超えない範囲での業務内容となっております。具体的な業務としては、国際交流に関する企画立案、それからイベントへの参加、翻訳等々の事業が契約書の中にとられております。委員会では、教育委員会で設置しているALTの3人との連携も大事ではないかという意見が出されております。

次に、4点目、敬老式、金婚式の形式についてであります。新市になった関係で、非常に興味のある事案ではありますが、敬老式は75歳以上、約3,800の方が対象のようではありますが、実績を考慮し1,800人の出席を見込み、予算計上しております。仁賀保地区は6月にキクスイ、いちゑ、この2日間でこの2カ所を予定しているようであります。金浦地区は夕なぎ荘、象潟地域はシーサイドホテルで2日間、金浦、象潟、いずれも9月開催の予定のようであります。

なお、金婚式は3地区合同で、仁賀保の通称スマイルを会場に10月ごろに予定しているようであります。予定対象は75組であります。

次に、チャレンジデー補助金というものであります。これは笹川財団の補助金を得てやっている事業でありまして、その事業に対する32万円の、金浦地区を対象とするものかどうかという質問であります。これにつきましては、地域としては金浦地区になりますが、参加者は市全域という説明でございます。B&Gとのかかわりで、主体が金浦ということであります。

次の質問であります。6点目、金浦給食センター費、賄材料費が予算計上されていないのはなぜかという質問であります。ページ172ページに当たるかと思えます。それに対しては、旧3町の給食費の経理の取り扱いに大きな違いがあります。仁賀保の場合は検食のみ — 検食というのは伝染病予防のために、当日使った材料を一定期間保管し、何か事故があった場合はその材料を検査するための保存分のものでございます。それを予算化しております。金浦の分については、6月に

補正を出したいということになっております。なお、つけ加えますと、象潟の場合は材料費をすべて公費で購入し、給食費を全額歳入で認めるという形になっている、そのような関係でこういう予算の食い違いが出ております。これはセンター方式と各校独自給食方式の違いなどからもくるかと思えます。

7点目の集落サロン事業委託料59万5,000円の集落サロン事業とは何かと。ページ数で言うと74ページに相当すると思えます。回答であります。おおむね65歳からの高齢者を対象として、旧仁賀保地域で、あるいは象潟地域の一部で実施されていたものを全市的に拡大したものであります。予算の計上の方法としては、3地区10集落の事業として見込んでいます。地区に対し月5,000円を助成する。この額は前年対比をいたしますと、仁賀保でやっていたときには、たしか7,000円と聞いております。比較的元気なお年寄りの交流の場として、集落が主体となり行う通称ミニミニデイサービスと言われるものでございます。参加者の交通の便その他を考えると、地域の老人を地域の方が援助するという事業であります。

以上、佐々木正己議員の質疑通告書を終わります。

次に、竹内議員の質疑通告に対する点であります。

この質疑の通告前に、本会議で一部社会教育の公民館費の中で回答漏れがありました。それを委員会で質疑するように言われておりますので、前段でそのことを申し上げたいと思えます。

委員会で報告してほしいという要望があったアスベストの処理の問題であります。仁賀保の体育館の一部にアスベストが使われ、その処理が予算化されておりましたが、そのアスベストの種類はアモサイトという茶色の石綿でございます。害の程度からいくと、3段階のうち一番害の少ないアスベスト。よって茶色であると。除去作業中このアスベストの種類によって工事費に変化はないのかどうかという質問がありましたが、アモサイトに変化がございませんので、工事費には変化がないという答弁をもらっておりますので、その旨を前段で御報告しておきたいと思えます。

なお、教育振興費の本題の通告分であります。

教育振興費の消耗品費と図書購入費の各学校に対する予算措置の基準を明らかにという質問では、回答として、これまで旧町により予算計上に違いがあったが、今回は予算計上に当たって各校から要望をとり、聞き取りをし、前年度予算、児童数等各校の規模を考慮し予算化した。100%希望に沿うものではないかもしれないが、現段階ではこれでよいのではと考えているという答弁であります。

なお、2点目、各学校の保護者負担の実態を教育委員会では把握しているのかどうかという質問でございます。その回答としては、把握している。負担の内容は次のとおりであるが、学校規模、いわゆる児童数等であります。授業内容等により、あるいは事業の内容により個人負担の上限に違いがあるのはやむを得ないのではないかと。それについては、各校の特徴ある教育、授業手法がある、そうした面でも多少の違いは許されるのではないかとということでもあります。

次であります。小学校6年の保護者負担は、8校を例にとると、一番高いところで保護者負担が10万4,055円、低いのが7万2,060円で3万1,995円の差があります。4校の中学校を例にとれば、高いところで10万7,440円、低いところで9万5,840円で、差は1万1,600円との説明であります。教育民生常任委員会では、余りに開きがあり過ぎる。特別な授業などの場合は、全体のバラ

ンスを考える必要があるのではないかなどの意見も出ております。また、学校側と保護者側との間で、修学旅行や卒業のアルバムの体裁など協議し決定する部分もあり、保護者、学校側との協議がされている面もあって、やむを得ない面があるのではということであります。

教育民生委員会では、最終的には、各校の特徴ある授業も大切であるが、若干の違いは仕方ないが、本来公費で賄うべき経費を保護者の負担にしないようにすること、負担の差が大きくなりないように十分配慮していただくことを希望しております。

それに対し、教育委員会では、義務教育は基本的には均一であるべきであるが、各校の特徴ある教育方針は大切にしたいし、そのための副教材などの差が出ることもある。公費負担すべきものを保護者に負担させているということは考えられないが、今後調査し、もしあったとすれば、そのようなことのないように嚴重に是正していきたい。

以上の審議内容であります。

次、佐々木勇議員の質疑通告書であります。

さきの12月定例会において、市長は、金浦地区、仁賀保地区は国保税率が象潟より低い。特に金浦地区はパンク状態とうかがっています。平成20年から統一税率を図ることになっておりますが、差し当たり平成18年の各税率増減はどうなるのか、こういう質問であります。

今の段階では税率までは答えることができない。ことしの国保改定の決算見込み、税の確定などを見据えて、今後具体的に検討したい。よって現段階では、各地区の税率増減を言及できるものではない。平成18年度の国保特別会計の基金繰入金2,500万円は、金浦分の保険税収入を補うものであり、このままでは早急に税率改正を考えなければならない状況にあるのではないかと、委員会でもそういう意見があり、また、担当のほうでもそのように考えているようであります。

以上、3人の議員の方々の通告に従いまして、それを中心に報告させていただきました。

以上をもって、教育民生小委員会の審査の報告を終わりたいと思います。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので教育民生小委員長に対する質疑を許します。 — 17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 竹内ですけれども、ありがとうございます。丁寧な御審議をいただいて。

ただ1点だけ、本会議で私が質問して、それに対して茶ベストということ、いわゆる茶石綿ということ、それはわかりました、私も調べましたから。ただ、一番害の少ないという話というのは、これは間違いだと思いますから、青、茶、白の中で、一番害の少ないのは白ですから、そこだけはっきりしていただきたいと思いますが、その点、どうぞ。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 教育民生小委員長。

教育民生小委員長（本藤敏夫君） 大変失礼をいたしました。

青石綿が一番毒性が強く、その次が茶、その次が白の順番になっておりますので、さっきの報告違いでありますので、訂正願いたいと思います。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対

する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。16番佐々木正勝産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（16番佐々木正勝君）登壇】

産業建設小委員長（佐々木正勝君） 御報告を申し上げます。

平成18年3月15日午前10時より全員出席をいたし、一般会計予算特別産業建設小委員会を開催しました。その経緯と結果について報告いたします。

本委員会に付託された事件は、議案第58号平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）、議案第66号平成18年度にかほ市一般会計予算、議案第80号平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）であります。

まず、議案第58号について報告いたします。

農業委員会所管ですが、費用弁償減額補正の主な理由は、バス等の公共交通機関を利用する費用で積算しておりましたが、合併後は、にかほ市のバス、公用車を利用したことと、会議出席時の日当の廃止による減額です。

それから、農林課関係ですが、まず歳入について、雑入の補償費については、杉110本、その他用材398本、薪炭材6.25ヘクタールの分が52万3,000円で、このうち象潟地域の関と、中ノ沢のほうに35%を分与金としていくこととなります。

それから、生産物売払収入は、東北電力の送電線化の支障木の売払金で14万4,000円の減額となったもので、雑入の補償費と関係するものであります。

次に、歳出ですが、農業費における農業振興費、生産調整推進対策費、畜産・林業費等の減額補正は年度事業の終了によるものとの説明であったが、事業の最終的な検証、動向等について担当課としてどのように把握しているかについては、それぞれの補助金はそれなりに効果が上がっていると思っております。例として米を挙げられましたが、市では土壌改良剤の「大地の息吹」に補助しておりますが、JAの話によると、「大地の息吹」を散布して生産された米はすべて出荷が決まっております。18年度生産目標数量については、秋田県では1.1%の減であったのですが、琴丘町に次ぐ第2位の生産目標数量で1.59%の増で配分になり、その辺も効果のあらわれではないかと思っております。

松くい虫の伐倒駆除委託料は、その施業をする箇所も徐々に少なくなってきて、国、県の事業費自体も徐々に減少してきております。

緑資源機構造林事業は、最初は関字上切道ですか、ほか除伐で36.22ヘクタール見ておりましたが、実際、緑資源も事業を縮小してきており、関字上切道の一部で6.86ヘクタールのみでの施業となり、施業費が94万5,000円で、その関係で残りの額を減少したことです。

それから、農業振興費の報酬18万6,000円の減額は、地域水田農業推進協議会の項目から支払いしたために減額になったものです。

次に、農漁村整備課所管には質疑ありませんでした。

次の商工課所管にも質疑ありませんでした。

次、観光課所管であります。まず歳入、商工使用料中の鶴泉荘使用料の減額は、工事の方々の

長期の滞在が少なくなったのが主な原因と考えています。

歳出ですが、積み立ての各基金の残額は、象潟観光振興施設整備基金 4,500 万円、温泉保養センターはまなす施設整備基金 2 億円、勢至公園環境整備基金 1 億 5,000 万円であります。

看板撤去作業委託料は、象潟地区は駅前海水浴場の看板に、象潟地区の高速道路の工事の関係で撤去の要望があった看板です。

温泉保養センターはまなすの使用料が旧町に入ったとのことについては、旧町から新市に移行する決算時の 7 ヶ月分の入れ方、出し方の違いで、歳入が 8,500 万円ありますが、全体の額の変更はありません。

次に、建設課所管ですが、道路橋梁費の財源振替は、当初予算では全額起債対象にする形で予算計上したが、事業費が確定したことにより、9 割が起債対象で残りが一般財源と振り分けされたものです。

次に、都市計画課については質疑ありませんでした。

次、議案第 80 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）ですが、これには質疑ありませんでした。

以上で補正のほうを終わりますが、次に、議案第 66 号平成 18 年度にかほ市一般会計予算について報告いたします。

農業委員会所管ですが、これには質疑ありませんでした。

農林課関係ですが、歳入について、炭販売代金 70 万円については、炭は象潟庁舎の倉庫にまず保管して、炭焼き小屋でも保管しており、販売していますが、これを庁舎だけでなく商店に委託販売することについては、今後検討させていただきます。炭は松くい虫の被害木を利用してありますが、雑木も利用してやわらかい炭です。炭焼きの費用対効果については、収入以上の経費がかかっておりますが、松くい虫による立ち枯れ前の木も伐倒し、安く販売し、金にかえられない部分もあります。

次に、歳出ですが、102 ページ、19 節の土づくり強化推進対策事業補助金の 737 万 5,000 円には「大地の息吹」散布補助で、散布をすることに農家の負担もありますが、JA の要請もあり、売れる米づくりのために今後 3 ヶ年間は続けたいと考えております。

太郎ヶ台林道は、今、県事業としてやっておりますが、22 年度まで完成予定で、完成後はにかほ市の林道になります。

松くい虫被害木の処理は、個人有地にも松林修景事業という県の事業と、市単独でも伐倒処理していきたいと思っております。松くい虫被害木処理費用の個人有地 10% 徴収条例は現在も存続しておりますが、旧 2 町とのバランスの観点から、とりあえず今年度はいただかないということでありまして、松くい虫については、基本的には自己責任が原則ですが、松林を守るべき指定地、海岸の防風林、九十九島保安林などは、国、県の補助を活用し、危険度の高い個人有林は市単独事業で駆除処理しております。航空防除の件は、3 町でそれぞれ違いがありますが、協議会がありますので、その中で検討して取り組んでまいります。

夢プラン事業では、馬鈴薯の収穫機 1 台、播種機 2 台、収穫容器関係の購入です。

女性農業者育成補助金は、仁賀保地区グリーンレディースという花卉・野菜など生産している女性グループ 26 人に 10 万円、象潟 J A 婦人部 3 万円、交流協議会 12 万円です。

秋田由利牛振興協議会は、由利牛のブランド化を目指して、今回、県、由利本荘市の商工会議所も加わり、秋田由利牛の振興を図るとのことです。

次に、農漁村整備課所管ですが、漁場整備連携型栽培漁業推進事業補助金、これは 17 年から 21 年までの事業ですが、30 ミリアワビ 6 万個を放流し追跡調査を行い、象潟 3 万個、金浦 3 万個で、種苗放流事業は追跡調査はしないが、漁獲量の拡大が目的です。事業主体は秋田県漁業協同組合で、象潟と金浦です。アワビに標識をつけて、100 平方メートル当たりどのくらいのアワビが生息しているかを年 1 回追跡調査します。事業費は、国 200 万円、県、市 100 万円、漁業組合が 200 万円、合わせて 500 万円です。

漁業共済事業補助金は、自己負担掛金の 2,062 万 9,000 円で、その 20%、412 万 5,000 円です。

築いそ造成事業は、3 カ年の事業で 1,300 立方メートルの自然石投入で 18 年度が最後です。アワビが通常成長するのに 4 年かかります。

漁業集落環境整備事業は、金浦地区で、事業年度平成 8 年から 18 年度で、総事業費は 19 億円です。

次に、商工課所管ですが、開業開店起業化資金貸付金の 300 万円は、限度額 150 万円の 2 件分です。6 ヶ月据え置き 5 年以内の償還で、月々 2 万 5,000 円の償還です。倒産というリスクも予想されますので、保証人を立てております。

新卒者雇用促進助成金 250 万円は、にかほ市内居住の高校生で、にかほ市内の企業に就職が内定した生徒 25 人掛ける 10 万円の計上です。

市としての産業振興の考えとしては、一つは、地元の既存の製造業を中心とした事業所を活性化、あるいは拡大を図る方策、もう一つは、新たな企業誘致をどうするかであります。秋田県内でも企業集積が進んでいる当地域ですので、企業に対して行政としてどんなサービスができるのかといった部分について、にかほ市工業振興会というものを立ち上げたいし、一人一人の事業主のサポート体制をどのように組み込むか十分加味しながら、立ち上げていきたいと考えております。

企業誘致については、新市になり、この 18 年度にしっかりと計画に基づく方向性を共有しながら、総体的な取り組みをしていくための予算については、計画が具体化した段階で出張費等を計上していきたいと思っております。

管内の求人状況と新卒者募集について、現段階では把握しておりませんが、旧 3 町で行っていた事柄を整えまして、今後実施していきます。

新年度の取り組みになりますが、東京事務所、あるいはいろいろな形で情報を収集しながら、秋田県の中で、にかほ市の特性を生かした企業誘致に当たっていかねばならないと思っております。

秋田県企業誘致推進協議会負担金 20 万円は、今まで加入しておりませんでした。今回新たに加入いたし、トップセールスに磨きをかけてもらう、首長を中心として意識や技術的なものを磨いていくことが研修の主な内容です。

また、にかほ市工業振興会については、象潟では工業振興連絡協議会があり、製造業を中心とした会員で構成し、工業振興の情報、交流、親睦を図る活動内容で、仁賀保町産業振興懇話会については、町長を中心として、町内の各産業、団体の代表が集まって、情報交換、先進地視察、講演会等を行っていましたが、これを、新市において製造業を中心とした産業振興会を立ち上げる考えです。

また、予算審議する過程において、商工業の振興は市民生活に密着することから、旧来の3町の持ち寄り事業でなく、開店開業起業化資金から中小企業の向上・拡大支援につながる制度拡充を望む意見も多くありました。

また、秋田県企業誘致推進協議会もさることながら、大館、能代などは独自に活動をいたし、また岩手県北上市金ヶ崎では、行政に誘致課を設置して、工場地帯に職員が常駐して誘致活動を行っており、市としても、従来感覚より脱皮した強い意識を持って事に当たるべきとの発言も多くありました。

北部工業団地の水質調査は、商工振興という面から水質をチェックするというのはなじまない点から、新市になってから市民部生活環境課のほうに移管しております。

商店マップ作成事業費には、市より100万円、各商店から1万円の負担で100店舗で100万円、合わせて200万円です。

商品券補助金300万円は、17年度と同じ内容ですが、3年目を迎えて1割のプレミアがつくわけでありますので、浸透して定着してきているようであります。

商店マップについては、19年に国体開催に向けて、にかほ市の全世帯に各商店の紹介として1万部、各都道府県の役員に5,000部、選手応援団に5,000部、企業、宿泊施設に5,000部で、合計2万5,000部作成の助成の100万円です。

次に、観光課所管ですが、鉾立駐車場除雪委託料150万円計上しているが、雪の状況を見て実績に応じて減額します。

土地の借り上げは、水芭蕉の公園が6ヘクタール、釜ヶ台組合から借りています。また、南極広場グラウンドゴルフ場の部分、4反歩、飛の崩れ3反歩は、飛集落から借りております。ひばり荘の使用料2万5,000円は部屋の使用料で、管理、食堂は委託契約しております。

観光検討委員会の委員は広報で公募し、任期は5月上旬に発足、12月ごろまでと考えております。

きらきらうえつは、本荘駅まで延長の要望があるようですが、今は象潟駅までとなっており、土日運行となります。

鳥海国定公園を美しくする会の総事業費は、75万から80万程度となっておりますが、宣伝用ポスター145万円は、JR、高速道の公園と2種類つくる予定です。東京近辺まで宣伝して、エージェントが夏の計画をする前、5月下旬から発送します。PRによる受け入れ態勢は、県の方針により、由利振興局、由利本荘市、にかほ市で接客サービスの研修会を行う予定です。

次、建設課所管ですが、まず歳入、土木費国庫補助金、除雪車購入補助金は1,740万円で、13トンドーザーの購入で、予算計上に当たっては、業者から見積もりを徴収して、実際の発注は入札行為です。

歳出ですが、国道7号秋田南バイパス建設促進期成同盟会負担金については、供用を開始しているが、計画は4車線の計画で、その実現のために協議会がそのまま残っております。協議会の加盟は、秋田市、由利本荘市、にかほ市の3市です。

鳥海ダムについては、仁賀保地区について、水の受益者とならないことで進んでおり、建設費にかかる負担金は恐らく出てこないと考えます。

土木工事積算システムについて、市では県で作成している積算システムを使用しているが、民間においても、国土交通省では歩掛かりを公表しており、地代単価、労務単価についても市販されている建設物価・積算資料で確認できる現状であり、諸経費については、工事の種類に応じて自動計算されて、市で設計するものに非常に近い設計が可能であります。

入札の積算内訳については、入札の際、同時提出しており、旧象潟地区では直前の公表のようであり、旧金浦・仁賀保地区は予定価格を公表しております。

役場1・2号線は、18年から建設改良費に合算されて、19年度まで継続されます。また、役場1・2号線の関係で、JRを飛び越えて市道に橋を掛ける構想は、事業費を考慮すると、費用対効果があるのか疑問であり、現段階では新市の実施計画にも反映されておられません。

農道整備については、建設課、農漁村整備課、土地改良区の3者で協議しながら要望にこたえていきます。

雪センター負担金10万円の、雪センターの所在は、東京都千代田区平河町2の6の1の平河町ビル8階で、社団法人雪センターです。

象潟中学校造成で、予算額1億500万円に対して入札額5,300万円の差額については、業者がのり用の砂を、確保していた自社の砂を使用したため、低価格での入札が可能であったように思います。今後の入札制度の改革で検討していきます。

総合評価システム、入札制度もあります。国では、導入されており、県でも移行しようとしており、職員も研修会に参加しており、低価格入札には、いずれこのような方法で対応していきたいと思えます。

国道の花壇等管理委託は、国土交通省、にかほ市等で協定を結んで、花の苗は国土交通省から提供を受けて実施しております。

次に、都市整備課ですが、建石団地は老朽化が激しく、入居希望者があっても入居できない状態の部屋が13戸あります。それを修繕して入居できるようにする工事であります。現在、市で持っている市営住宅は、仁賀保110戸、金浦26戸、入道島団地5戸。にかほ市全体の入居率は、戸数が、特定公共賃貸住宅を含めて354戸のうち入居戸数329戸で、92%になります。

日本海沿岸東北自動車道は、19年度にかほインターまで完成でしたが、工事条件の関係から、19年の早期に両前寺の高架橋につながり、仮の7号線へのおり口になります。工事は、仁賀保インターまで進み、現在、金浦インターまで基礎測量を行っております。その後用地買収する予定です。

以上で終わりますが、前に、委員会に通告書が届いておりますので、その内容について申し上げます。

まず最初に、佐々木正巳議員から、一般会計の115ページ、商店マップ作成事業費補助金100万

円、100店舗ということであるが、もう少し具体的にということと、116ページのイメージキャラクター等募集報償費40万円、取りまとめ先、募集範囲など。

また、117ページの特産品開発助成金100万円、手を挙げる人の有無などについて。

それから、130ページの住宅管理の設計業務委託料259万円、もう少し詳しくという質疑が出ております。

それを申し上げますが、本人にはこの回答書を提出しておりますが、まず、115ページの商店マップ作成事業費補助金100万円についてであります。商店マップ掲載を希望する商店等には1万円の協賛金を負担してもらい、商店マップ作成の実施主体である商店会商業部会では、100事業所の掲載を目標に啓蒙活動を展開している。協賛金100万円は補助金とともに、マップ作成費であります。それから、掲載の対象となる管内の商店、宿泊関係、飲食店等で、にかほ市商工会の会員には文書で依頼し、会員以外の商店等については、個々に啓蒙していく。

それから、マップ作成の目的、旧3町の商店等の紹介版となるマップは、合併効果を高め、地元商業の活性化につながる。秋田わか杉国体において、県内外からの選手団、役員の飲食や、買い物用ガイドとして活用し、国体の経済効果を地元商業に最大限浸透させる。

商店マップの作成部数、この前も申し上げましたが、補助事業で印刷したマップの部数は2万5,000部を計画している。にかほ市の全世帯配布用1万部、各都道府県の選手・役員用5,000部、都道府県の応援者用として5,000部、掲載事業所、宿泊施設等、備えつけ用5,000部、以上であります。

それから、116ページのイメージキャラクター等募集報償費40万ですが、その取りまとめ先、募集範囲などについてですが、答えとして、取りまとめ先、にかほ市産業部観光課、募集範囲は、特に範囲は設けず、市広報、ホームページ等で募集の予定です。

次の117ページ、特産品開発助成金100万円については、手を挙げる人の有無などについてですが、回答として、新年度に向けての問い合わせは今のところありません。

それから、平成18年度にかほ市一般会計予算、130ページの住宅費の設計業務委託料259万円について、もう少し詳しくということですが、御質問の設計業務委託料259万円につきましては、1つが松ヶ丘建設基本設計委託料238万円で、旧象潟町の松ヶ丘団地に公営住宅を建設するもので、平成5年度から14年度まで、全体計画7棟102戸のうち、6棟90戸が建設済みであり、最終建設事業として、18年度に基本設計、19年度に実施設計、20年度に1棟12戸を建設し、事業が完了するものです。

なお、県に対しては、地域住宅交付金事業、国庫45%補助で、事業の実施要望をしてきたものです。2つ目が、建石団地の空室修繕工事設計委託料21万円ですが、17年度3戸、18年度は420万円の工事費で5戸、19年度5戸、計13戸の修繕工事を予定しております。修繕後は、用途廃止、解体を予定している入居の間の入居者6世帯を優先的に入居させる予定であります。

以上であります。

以上で一般会計のほうを終わりますが、議案第58号、66号、80号について、本委員会に付託された件を採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上で一般会計予算特別産業建設小委員会の審査報告を終わります。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。 — 2番黒田委員。

2番（黒田直孝君） 1つだけお願いします。

17年度の象潟町の歳入歳出の旅客鉄道の審査の中で、象潟駅に緑の窓口があったんですが、それがなくなるというようなことで、今まで電車を利用していた年寄りを初め、象潟の町民の方々が緑の窓口がなくなると戸惑いを起こすのでないかというようなことで、電車を利用する人方がいなくなるとバス利用のほうが多くなって、象潟駅が無人駅になる可能性があるのではないかというような意見がありました。

それで、今の観光総務費の中で、象潟駅案内所の委託料が162万あります。この人方にそういう緑の窓口を委託させたらどうかと思うんですけども、その辺のあたりを審査されましたら、ひとつお願いしたいと思います。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 産業建設小委員長。

産業建設小委員長（佐々木正勝君） そういう意見は出ませんでした。ただ、前にもちょっと出たんですが、今、完全に廃止というのではなくて、自動販売機で対応するというような話も聞いております。以上です。

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第58号平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） これで議案第58号に対する討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第58号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 起立全員です。したがって、議案第58号平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成18年度にかほ市一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） これで議案第 66 号に対する討論を終わります。
これから議案第 66 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 66 号平成 18 年度にかほ市一般会計予算は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 起立多数です。したがって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） これで議案第 80 号に対する討論を終わります。

これから議案第 80 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第 80 号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 起立全員です。したがって、議案第 80 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託された案件の審査は全部終了しました。これで一般会計予算特別委員会を閉会いたします。

午前 11 時 34 分 閉 会

.....

午前 11 時 46 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

32 番佐藤範義議員が出席をしております。ただいまの出席議員は 45 人でございます。

日程第 1、議案第 2 号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更についてから、日程第 78、議案第 81 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）までの議案 78 件、日程第 79、陳情第 1 号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情から、日程第 81、陳情第 1 号介護保険の改善を求める陳情書（継続審査中）までの 3 件、計 81 件を一括議題とします。

ここまでで、昼食のため 1 時まで休憩をいたします。

午前 11 時 47 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから各常任委員長及び決算特別委員長、一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。須田鉄郎総務常任委員長。

【総務常任委員長（36 番須田鉄郎君）登壇】

総務常任委員長（須田鉄郎君） 当委員会に付託されました議案第 2 号、3 号及び 5 号から第 15 号までの議案 13 件と陳情 2 件について、審議の経過と結果について報告いたします。

初めに、議案第 2 号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更についてであります。

本案は何ら問題なく、全員賛成で可決です。

次に、議案第 3 号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についてであります。

本案は、視聴覚教育センターの財産をすべて由利本荘市に帰属させるものでございますが、このことによって、にかほ市の負担がふえるということはなく、また、市民の利用に際しても全く支障、不便はないということであり、全員賛成で可決であります。

議案第 5 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてであります。

本案は、冬師・釜ヶ台地区に除雪機械を導入しようというもので、これも何ら問題なく、全員賛成で可決であります。

次に、議案第 6 号にかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についてであります。

本案も何ら問題なく、全員賛成で可決です。

次に、議案第7号にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定についてであります。

本案については、当委員会でも慎重に審議をしております。その中で二、三御報告申し上げます。

この次のページの条例第1条中の武力攻撃事態、また緊急対策事態とはどういうことなのかということで質問が出ました。回答が出ております。武力攻撃事態等とは、弾道ミサイルの攻撃、地上部隊の上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、外国軍隊の航空機空爆を想定している。それから、緊急対処事態等には、原発や石油コンビナート等危険施設への攻撃、生物化学兵器等多数殺傷可能な物質による攻撃、それから駅・空港等大規模集客施設への攻撃、それから航空機による自爆テロ等、交通機関を利用したテロをそれぞれ想定されているということでございます。

また、この条例には罰則規定はないのかという質問がございました。条例にはないが、国民保護法による罰則規定があるということで詳しく説明を受けております。それは長くなりますので、省きます。

それから、対策本部の設置を拒否できるのかという質問がありました。これに対して、当局では、本条例は国の法律に基づくものではありませんが、戦時中の国家総動員法のような強制的なものではないので、事態発生時においても、市長が市民の不利益になると判断した場合は拒否できるものとの考えでございました。

本案は、賛成多数で可決であります。

次に、議案第8号にかほ市国民保護協議会条例制定についてであります。

本案は、7号議案の関連でございまして、今後策定される市の国民保護計画の内容について意見を聞くのが主な目的とのこととあります。本案も賛成多数で可決であります。

次に、議案第9号にかほ市地域振興基金条例制定についてであります。

本案は、全員賛成で可決です。

次に、議案第10号にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定についてであります。

本案も全員賛成で可決であります。

次に、議案第11号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についてです。

本案も全員賛成で可決であります。

議案第12号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてであります。

審議の中で、臨時職員数について報告がございました。一般会計で124人、ガス水道局34人、学校給食関係で5人、計163人、臨時職員がするということでございます。

本案は、賛成多数で可決であります。

次に、議案第13号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案も賛成多数で可決であります。

次に、議案第14号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案につきましては、委員会として、横山市長から企業管理者を置く必要性について聞いております。管理者を置く理由として、1つは、ガスの熱量変更に伴う現場指揮や事務量の増大、2つ目として、水道事業の一元化や料金改定に対応する、それから3つ目として、将来、ガス事業を民間へ売却することになった場合、その対応ということでございます。

それから、県内の他の市では、企業管理者をすべての市で置いているということでございます。ちなみに、旧町では、町では「置くことができる」という条例でございましたが、市の条例では、「置く」とございます。

それから、本案に対しましては、反対意見として出ております。市長の事務量の軽減のため助役を置いたらどうかと、また、局長、課長に権限を委譲したらどうかと。いずれにしても、特別職を置いて年間1,200万円もの支出をする必要はないというのが反対意見でございました。

賛成意見としては、市になり、規模が大きくなっている。今後のガス・水道事業を考慮しますと、企業管理者は必要であると、そういう賛成意見が出ております。

本案は、賛成多数で可決に決しております。

議案第15号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、全員賛成で可決であります。

以上でございます。

次に、陳情第1号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情であります。

陳情の要旨を了として、願意妥当として賛成多数で採択に決しております。

次に、陳情第2号であります。地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情についてであります。

本陳情は、全員賛成で採択に決しております。

以上です。

議長（榊原均君） これから総務常任委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長の報告を終わります。

今、総務常任委員長から訂正の申し出がございましたので、これを許します。総務常任委員長。

総務常任委員長（須田鉄郎君） 議案第14号です。

企業管理者についてですが、先ほど全市に管理者がいるというお話をしましたが、ガス事業と水道事業の2つを持つ市には設置されていると。水道のみの市には管理者はいないということでございます。ガスのあるところは全市で管理者を置いているということでございます。訂正いたします。

議長（榊原均君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。本藤敏夫教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（31番本藤敏夫君）登壇】

教育民生常任委員長(本藤敏夫君) 教育民生常任委員会に付託されております議案 14 件と陳情第 1 号の継続審査の結果を続いて説明申し上げます。

議案第 4 号は、全員賛成で可決されております。これは本荘由利広域市町村圏組合と、にかほ市との間の事務委託に関する規約の一部改正でありまして、委託事務のうち議案つづりにあります別表第 1 表関係のうち区分の 5 番地域支援事業に関する事務が追加されたことによるものであります。

議案第 16 号は、全員賛成により可決されております。これは、にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定めるものでございます。国の障害保健福祉施策の改正によるもので、昨年 11 月に交付された障害者自立支援法に基づき新たに認定審査会を設置することになります。その委員の定数を 20 人以内とするものであります。

審査会の委員にはどのような人を選ぶのかというような質問が出されました。障害福祉に精通した人、市内には 12 の医療施設があるので、この中から、ほかの 8 人は医療福祉の造詣の深い方、というところの学識経験者、それらの方を選任したいということでございます。実際の認定審査は 5 人ぐらいで当たることになるようであります。

次、議案第 17 号は、賛成多数で可決しております。これは、にかほ市教育研究所設置条例制定でございます。この議案には意見や多くの質疑が出されております。

概略を申し上げますと、教育研究所は必要かどうかから、他の校長会や教頭会に聞いているのか。教育研究所は必要かどうかから話をしているのかということであります。それに対し、必要かどうかの議論からは始まっていない。つくりたいという要望から相談を始めている。それから、指導主事の学科は何かに対し、社会副読本の政策もあり、社会科の指導主事にしたい。がしかし、指導主事の訪問希望の多い学科は、前年度で国語、数学が多いのに、なぜ社会科なのか。現場教員の労働過重が心配になるが、それについてはどうなのか。労働過重とならないように、十分配慮して進めるということであります。

教育効果の面などいろいろと意見や質疑が出されましたが、にかほ市に研究所をつくる決定的理由は何かという質疑が出されております。それに対し、会議録をそのまま読みますと、今まで仁賀保地区教育研究会というのがあって、先生たちも努力してきた。しかし、自分たちでの研修であり、研修の専門家の手が入っていなかった。厳しさがなかったと思う。しっかりと指導・助言する指導主事が重要であると考えている。外部評価については、年度末に研究紀要を出して、県や由利本荘市等から助言をいただいきたいと考えているという意見などが出されております。

この点については賛成討論と反対討論が出されております。

最初に、反対討論であります。市になってすぐである。教職員の声がなく、研究所設置が出てきた。理数系が弱いのに社会科の指導主事が来る。また、財政的にも給料は市が負担する。新しいものをつくるには時間が不足しているのではないかと。もっと審議し現場の声を聞くべきではないのか。現状では早急過ぎるという反対討論であります。

次に、賛成討論では、教育は待ったなしの状況である。ある学校にすぐれた先生がいる。個人の資質にとめるのではなく、教育研究の中で地域全体に広めていく必要があると思う。

反対討論、賛成討論の結果、賛成多数で可決されたものであります。

次の議案第 18 号火災予防条例の関係であります。及び議案第 19 号消防手数料の議案であります
が、いずれも全員の賛成により可決しております。これらは国の準則や政令の改正に伴うもので、
詳細については省略いたします。

議案第 26 号は、全員賛成で可決しております。簡易水道特別会計に対する起債の元利償還に対す
る繰り入れのことであります。これについても、今始まったことではありませんので、詳細につい
ては省略いたします。

なお、議案第 59 号国保事業勘定、60 号施設勘定、61 号老人保健、62 号簡易水道、この特別会計
は全員賛成で可決されております。17 年度の各特別会計の補正予算でありまして、いずれも歳入歳
出の確定に伴う提出制度でありますので、詳細説明は省略いたします。

それから、議案第 67 号は、平成 18 年度国民健康保険事業特別会計の事業勘定であります。全員
賛成で可決されております。

前段、同僚議員の質疑の通告によって、答えてもおきましたが、国保の予算の歳入についてであ
ります。現行税率に収納率 90%以上を見た保険税を収入としております。歳入予算総額の 34.8%、
また、三位一体の改革に基づく国と県の補助の変更を踏まえ、予算資料は既に配付されております
が、旧町ごとにそれぞれ計上いたしたものになっております。

しかしながら、同僚議員の質疑にもお答えいたしました。歳出に対し 2,500 万程度不足するこ
とから、やむを得ず財政調整基金を取り崩し、歳入として繰り入れているものであります。できれ
ば、この歳入分を使わずにいきたいという気持ちはあるわけでありませぬけれども、早急な保険税の
見直しが必要であるということ、委員会では全員といていいほど、そのような意見になってお
ります。

次、議案第 68 号は全員賛成で可決しております。これは、国民健康保険事業の施設勘定でありま
すが、平成 17 年度は診療所の増築・改築もありましたが、ほとんど一般平常時の状況でありますか
ら詳細を省略いたします。

議案第 69 号老人保健特別会計は、全員の賛成で可決しております。

医療費の高騰等で苦勞はしておりますが、これについても経常的な予算でありますので、省略を
いたします。

なお、議案第 70 号は、平成 17 年度の簡易水道特別会計であります。これは 18 年度の関係につい
ては、地方債元利償還金で、横岡、横森、水沢、小出、上坂等の簡易水道の整備借入金の償還でご
ざいます。そのほか上浜地区簡易水道の水源開発に伴う起債の利子償還費も含まれております。い
ずれも経常的経費でありますので、全員賛成で可決しております。詳細は省略をいたします。

以上、付託されました議案について報告を終わり、次に、陳情第 1 号介護保険の改善を求める陳
情書、これは 12 月定例会で継続審査としたものでございます。去る 1 月 24 日、象潟庁舎第一会議
室において閉会中の継続審査を行いました。

皆さんに委員会の審議結果のところ、「可決多数」ということで記載して配付させていただ
いておりますが、「可決」でなく「採択」に御訂正をいただきたい。

昨年 10 月から介護保険制度の改正により、施設入所者の居住費、食料費の徴収が始まったと。低

所得者の減免措置はあるものかどうか。入居者の中には、負担が重く退所しなければならないという方も出るのではないか。そのため、次の5点について減免制度を求めるものだというのが願意であります。

その5点というのは、施設入所者の負担軽減のため独自の減免制度を設けること。また、1万円の介護手当など、実効ある軽減措置をとること。

2番に、居住費、食費の自己負担を軽減するために市独自の減免制度を設けること。社会福祉法人、減免制度の一般化を公費負担とすること。

3番に、食費・居住費に関し、入所者の実態や具体的な影響を把握し、制度の周知に自治体は責任を持つこと。

低所得者の負担軽減の申請を初回のみ申請とし、領収書の添付は不要とすること。この4点目の関係は、昨年より既に当市では実施されております。

5点、最後であります。市として在宅介護の閉じこもり防止と栄養改善のために、通所サービス利用者に1回400円程度の食事代の補助を制度とすることなどが出されております。

県内の各市町村の独自の援助状況などをつぶさに検討し、かつ援助する場合、あるいは減免する場合、どのような経費が市の負担になるかなども検討に加え、最終的に賛成多数で採択されたものであります。

以上、慎重審議し、願意をよしとして賛成多数で採択したものであります。

以上であります。

議長（榊原均君） これから教育民生常任委員長に対する質疑を行います。 — 9番池田甚一議員。

9番（池田甚一君） 何かの機会に知り得たこともあったかと思って、確認する意味での質問でございますけれども、2、3、4について。

由利本荘広域市町村圏組合の議会構成について話が出たのか。地域再編、合併によってかなり変化があるのではないかと思いますけれども、広域圏組合の実態といたしますか……

議長（榊原均君） 違います。2、3、4は終わりました。

9番（池田甚一君） 失礼しました。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで質疑を終わります。これで教育民生常任委員長の報告を終わります。次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。佐々木正勝産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（16番佐々木正勝君）登壇】

産業建設常任委員長（佐々木正勝君） 報告いたします。

産業建設常任委員会を開催いたし、この結果について報告いたします。

議案第20号象潟ねむの丘条例制定について、関連しますので、議案第21号にかほ市温泉保養センターはまなす条例制定について同時提案いたしました。

入湯税について、公衆浴場の入浴に関して入湯税がかかりますが、にかほ市では一般公衆浴場の

観点から、福祉性がありますので、日帰り入浴についてはもらわない形にしております。

はまなすの経営に関しては、現在専門の方に依頼して、経理の仕方なども含めて今後の指定管理者制度に向けての分析をしているさなかです。

財団法人と株式会社の2つの会社を持つことについては、現在、協議しております。はまなすの役員体制は現在そのままです。

議案第22号にかほ市農業委員会委員の定数等に関する条例制定について。農業委員会の法律上、選任委員より多い人数としなければならないので、当市は、選任委員は、議会より3名、農協より1人、共済より1人、土地改良区より1人で、6人となりますので、最低7人以上の定数が必要です。矢妻、砂エコ区域の耕作者の選挙区は、あくまでも住所地になっております。

議案第23号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、質疑ありませんでした。

議案第24号市道路線の廃止についても質疑ありませんでした。

議案第25号市道路線の変更について議題にいたしました。質疑ありませんでした。

議案第27号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについては、一般会計より6億1,245万2,000円を繰り入れしようとするものでありますが、質疑ありませんでした。

議案第28号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、一般会計より2億3,624万8,000円を繰り入れしようとするものでありますが、質疑ありませんでした。

議案第63号平成17年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

処理場の加入率は、象潟の上浜中央地区以外で約90%、上浜中央地区においては、17年10月に供用開始して、現在190世帯で約55%で、金浦は84%、仁賀保は94%で、全体で約75%の加入率です。

議案第64号平成17年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第1号)については、質疑ありませんでした。

議案第65号平成17年度にかほ市水道事業会計補正予算(第1号)についても、質疑ありませんでした。

次に、議案第71号平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算。

下水道台帳は、水道管の場所等を確認するための台帳であり、料金の徴収漏れについては、以前は2件程度ありましたが、現在はありません。環清工業との維持管理の契約方式は、見積もりを徴収して随意契約となります。市内にこのような施設を管理する能力を持った業者がなく、入札を考えておりますが、業者が限られてしまいます。

受益者負担金の滞納繰越額は300万円を超えております。

下水道事業団への委託については、事業団は利益追求ではなく、規定によった方法で設定した上で入札を行い、コスト縮減も図られています。

事業完成後の維持管理については、委託業務の適正施設の洗浄、稼働等の確認は必要であり、委託先から日報、月報等を提出しており、確認しておりますが、今後も経験を生かして維持管理に努めていきます。

料金については、水道の検針員がメーター確認時点に、水道料金と合わせて算定すれば、軽費の節減になることについては、ガス水道局が行っている熱量変更業務終了後にガス水道局と協議し、実施に向けて検討します。

議案第 72 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算。

一般と企業で料金の差はなく、仁賀保は、基本料金が 1,800 円に 1 人当たり 600 円の加算、金浦、象潟は、10 立方メートルまで 1,100 円の基本料金、1 立方メートル当たり 110 円が加算され、企業も数ヵ所加入しています。

農業集落排水事業負担金 42 万円は、旧仁賀保町の集排施設等に関する条例施行規則により、工事分の 65%を補助いたし、35%を個人負担の関係です。

院内処理場は、平成 4 年から供用を開始していて、配管や処理場において劣化が見られるため、一番古い院内処理場の劣化診断を行い、対処いたします。

議案第 73 号平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計予算については、質疑ありませんでした。

議案第 74 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計予算。

一般管理費の負担金は、日本ガス協会 52 万 1,000 円、東北部会 31 万 4,000 円、天然ガス購入促進センター 5 万 2,000 円、秋田県都市ガス協会 29 万円です。熱変共同体運営経費負担金 44 万円は、調査員として派遣している 4 県から 80 名を派遣している方々の負担金です。

熱量変更事業は、東北地区のガス事業者が共同で進めている事業で、その負担金であります。

議案第 75 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計予算。

給水の旧 3 町の結ぶ構想は、配水地、浄水場等の検討をしながら、簡易水道も含めて、今後計画をしたいと思います。

白雪川上流に養豚場建設については、水道事業法では拒否はできませんが、住民に十分説明するように業者をお願いしております。

水質検査は、上水と源水を行っており、上水は水道法から成る飲料水であり、水源は 2 ヶ所の表流水がありますが、そのほかは、地下水、流水があります。表流水は、ろ過しているので問題なく、金浦は、酸性水なので中和しています。一番心配なのはクリプトについてなので、検査体制をつくっていきます。

議案第 78 号損害賠償の額を定めることについて。

市として、保険会社と相談しまして、50%補償を被害者と話し合ってきましたが、市役所の総務課、財政課、建設課等と協議し、あの状態で、運転者に 50%負担は酷ではないかとの話し合いから判断いたし、全額に相当する額を補てんするものです。損害額の開きについては、タイヤパンクからフェインダー部分、車体までの損傷のためです。

事故については、ガソリンスタンド、あるいは J A F からの通報で知った状態で、措置がおくれたことになりました。

議案第 79 号損害賠償の額を定めることについては、質疑ありませんでした。

議案第 81 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）については、質疑ありませんでした。

以上で終了しますが、前の一般会計のときに申し上げるべきでありましたが、本委員会に村上次郎議員のほうから、質疑通告されておりましたので、これは直接一般会計とは余り関係ないんですが、市長の施政報告の中で、地区要望、地区自治体の要望が229件ありまして、そのうち建設関係126件あるということでしたので、その要望の内容と回答書を提出するように当委員会に要望ありましたので、それを当局にお願いしておきましたが、何分、このように、大変、これは裏表になっていますが、大きな126件でありますので、これを一々申し上げますことはできませんが、本人には、これを提出しております。

各町内ごとになりますが、主なものを2件ずつ報告しておきたいと思います。

まず町内会、これは仁賀保の芹沢地区からですが、道路に側溝の取り付け、片側、これを整備します。道路の拡幅、答えとして、側溝のふたかけに対応します。それから、避難道路の舗装2カ所、これは施工計画しますが、実施年度は未定です。

それから、中野地区からですが、U字溝と升の設置によるゴミステーションの移転整備、施工計画しますが、実施年度は未定です。それから、中野地区の重機の進入を可能にするため、U字溝の設置、施工計画しますが、実施年度は未定です。電柱移転とU字溝埋設による通学路の確保、施工計画しますが、実施年度は未定です。

一応参考にしてください。

それから、避難道路の建設ですが、これは南金浦地区、現在の通路の使用をお願いいたし、なお用地確保ができれば、避難開放地がと可能と考えます。

消火栓の増設ですが、実施計画の中で計画しております。

以上、終わります。

それで、当委員会に付託された件、議案第20号、21号、22号、23号、24号、25号、27号、28号、26号、64号、65号、71号、72号、73号、74号、75号、78号、79号、81号の合計19件であります。当議案は採決の結果、全議案賛成で、原案のとおり可決されることと決定しました。

以上、報告いたします。

議長（榊原均君） これから産業建設常任委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。佐々木正勝決算特別委員長。

【決算特別委員長（46番佐々木正勝君）登壇】

決算特別委員長（佐々木正勝君） 私から審査報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました案件、議案第29号平成17年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第57号平成17年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての29件は、全員賛成で認定されました。

以上、報告いたします。

議長（榊原均君） これから決算特別委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで決算特別委員長の報告を終わります。
次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。佐々木正勝一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（46番佐々木正勝君）登壇】

一般会計予算特別委員長（佐々木正勝君） 一般会計予算特別委員会審査報告をいたします。
議案第58号平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）は、賛成全員で可決されました。
議案第66号平成18年度にかほ市一般会計予算は、賛成多数で可決されました。
議案第80号平成17年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）は、賛成全員で可決されました。
以上、報告いたします。

議長（榊原均君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告を終わります。
これから討論、採決を行います。

議案第2号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第2号の討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第2号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第3号の討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第3号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第4号の討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第4号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第5号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号にかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第6号にかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） この条例は、日本の国がこれから戦争できる国づくりのために法律をつくり、そして自治体までそれを押しつけようとするものですから、私は反対をしたいと思います。

具体的には、この後の議案第8号のにかほ市国民保護協議会条例制定についてと軌を一にするものですが、この2つの条例は、国民保護というもっともらしい名称をつけておりますが、政府が目指している戦争できる国をつくるためであり、有事法制関連に基づき国民を戦争に駆り立てるものだと考えざるを得ません。

さきの太平洋戦争が自尊、自衛の戦争だと国民に真実をひた隠しにしながら、「鬼畜米英」や「撃ちてしまん」、あるいは「非国民」、「ぜいたくは敵だ」などと戦争につき進んできた歴史があります。

いみじくも司馬遼太郎はこうっております。司馬遼太郎自身が満州でソビエトが攻めてきたときに戦車隊の小隊長だったはずですが、隊長に、いわゆる日本の国策で満州に呼びたてられた、あるいは行った。国民は逃げ惑っているわけですがけれども、それらの人をどうするのかというふうに聞いたところ、隊長は「踏みつぶせ」。これが命令であります。国民を保護するという名前でつくられた軍隊が国民を踏みつぶす、そういう性格を持っているのが軍隊だというふうに私は考えます。

あるいは、終戦をもっと早く、時の日本帝国の政府が受諾をしておりますでもしたら、3月10日の東京大空襲はありませんでした。あるいは沖縄戦で20万人以上の犠牲はなかったはずであります。ポツダム宣言を早く受諾していたら、広島・長崎の原爆被害はありませんでした。なぜ終戦を遅くしたのか。これは国が国家や国体を守るために国民を犠牲にしてもいいから、そういう基本的な考え方を持って戦争を遂行したからであります。

にかほ市として、今、国の求めに応じてこういう条例をつくりますが、危機意識をあまり、戦争をできる国にすることに参加させるような条例には、私は反対であります。

今、日本の国は憲法によって、この60年間他国の人を戦争で、軍隊、いわゆる自衛隊ですけれども、殺してはおりません。憲法があったからであります。したがって、この憲法の精神に反するようなこういう条例をつくるということについては、私は反対をせざるを得ません。

憲法改悪する憲法の精神と同一の教育基本法を改悪し、子供たちを戦争する国民にしようとする今の政府の方針が見え見えではありませんか。個人の自由や人権は尊重するといっても、国旗・国歌法案のときに、時の小淵首相が、内心の自由や強制するものではない、はっきり国会で言いながら、現在、東京都を初め全国各地の学校でどういう教育がやられているでしょうか。指導しないという、立たない、あるいは歌わない、そういう先生方が処分をされております。かつての日本に今、舞い戻るんじゃないかという危険を私は感じます。あるいは戻っているかもしれません。しかしながら、私たちが、それに対してノーと言える国民であって初めて私は自由を勝ち取れるんだと思います。

そういうことで、私はこういう国の施策に、法律に従わなければならない、先ほど教育民生委員会で話が出されておったようですが、市民の利益にもとるようなことがあれば市長としてはそれを発動しないと、そういう話がありました、しかしながら、いざ熱風が吹きすさんだ場合にそういうものできないのがこれまでの歴史だと思います。

そういう意味からいって、こういう条例が軽々しくつくられることについて、一国民として私は大人の責任として子供たちにそういう法律を残すことについては反対するということを明言をしたいと思います。

議長（榊原均君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。33番菊地衛議員。

33番（菊地衛君） 議案第7号にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成15年6月、武力攻撃事態対処法、改正自衛隊法、改正安全保障会議設置法のいわゆる有事法制三法が成立。このとき、国民保護法制初め、特定公共施設利用法など有事関連七法を1年以内に整備するとし、平成16年6月に成立いたしました。

関係する日米物品役務相互提供協定など3つの条約も承認されました。この間、国会では、武力攻撃を排除するという大前提を掲げ、幾多の協議、相当の議論を重ね、法律の制定に至ったと承知しております。

この法律、あるいは条例は、あくまでも国民保護の立場からの政令であると解し、法律に基づき地方自治体の役割を明確にし、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、大規模テロなどに際し、国民の避難・救援の手続を定めたもので、市民の安全・安心・生命・財産を守るという観点から、市としても条例を制定し、万一の事態に備えるのは当然のことと思います。

この条例がなくても、有事の際、市長及び市役所は何もしないわけではないと思いますが、条例を制定することによって、より役割が明確になり、保護計画の作成により市民を保護するための避難・情報伝達・救援・復旧といった手順もはっきりしてきます。

憲法問題や日本が戦争に向かうのでは、という議論は、法律制定の際に既に国会で審議され可決を見たもので、県は昨年3月に制定しており、条例制定はあくまでも市民の保護・安心・安全の確保が目的と理解しておりますし、にかほ市の総合発展計画や、土地利用計画、福祉計画、防災計画等々の一つとしての保護計画であると考え、条例の制定、計画立案は市民が何ら不利益をこうむることはないと思います。

次の議案第8号にかほ市国民保護協議会条例制定についても、同様の趣旨から賛意を表し、願わくは保護計画が執行される事態にならない平和な社会、安全な市民生活を切望し、賛成討論いたします。

議長（榊原均君） 次に、原案に反対者の発言を許します。27番佐々木弥四夫議員。

27番（佐々木弥四夫君） 私は、議案第7号にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定に反対するものであります。

政府は、日本が他国から攻撃を受けた場合に日本国民を保護するための法律だと宣言しておりますが、国民保護法は、有事関連法、武力攻撃事態法に対するもので、自衛隊またはアメリカ軍の戦闘行動を円滑にする法律の一つで、日本を戦争ができる国に変えることを目的とする法律であり、国民を戦争に巻き込もうとしているものであります。

特に、小泉内閣は、2004年12月に閣議決定した防衛計画の大綱で、我が国に対する本格的な侵略事態の可能性は低下していると明記しております。政府みずからが日本への侵略の可能性が低下していると述べていながら、なぜ今のような国民保護法のようなものを具体化する必要があるのか、強い疑問を感ずる思いであります。

日本は、さきの戦争で2,000万人の外国人を殺傷し、300万人の同胞を犠牲にしました。あの悲惨な戦争の反省から、軍隊も武器も持たない、また戦争もしないという平和の誓いをした日本国平和憲法があります。このような法律をしくことは、アメリカの手先となって日本を再び戦争に巻き込もうとするものであります。

日本は、戦後61年間、他国を責めることもなく、また責められることもなく、そしてまた他国人を殺傷することもなく平和であったのであります。この平和憲法を、まさに平和憲法9条をないがしろにするものであり、この国民保護法こそが平和憲法を踏みにじるものであると私は思います。

そういう意味から、本案に対しては反対するものであります。終わります。

議長（榊原均君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第7号にかほ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市国民保護協議会条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。23番村上次郎議員。

23番(村上次郎君) 議案第8号にかほ市国民保護協議会条例制定について反対の討論をします。

この議案は第7号と共通の内容を持っていますが、この条例も、国と県からの押しつけで制定しなければならないということは理解できます。私は、終戦のとき国民学校2年生でしたが、その後、墨塗り教科書を使い、これまでの国が進めてきた戦争方針は悪であるということで教科書のほとんどを塗りつぶしました。そして憲法制定、そして今日に至っているわけですが、この間、次第に日本の国を戦争の方向へ導いて、憲法の解釈改憲、これを進め、認められないはずの自衛隊を置いています。

ここでは、提案理由にあるように、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、これがあるために本条例をつくらなければならなくなっております。国民保護法の大もとは武力攻撃事態法で、この法はアメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員するという極めて危険な内容になっています。外部からの万が一の不当な侵略があった場合や大震災や大規模災害のときに、政府や自治体が国民の保護に当たらなければならないというのは当然のことです。

しかし、有事法制における国民保護というのは、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違います。その違いの第一は、米軍と自衛隊の軍事行動を最優先するための国民動員計画ということです。武力攻撃事態、戦争状態では国民の保護はできないことは、過去の戦争、特に沖縄の地上戦で明らかです。

沖縄では、日本の軍隊によって、県民は邪魔者扱いにされたり、スパイ容疑をかけられたり、捕虜になることは許さないと言って集団自決を強要されるなどの悲惨な経験を重ねました。このことがわかっているので国民保護条例の制定は沖縄ではしてきていません。沖縄県議会では、県の文化環境部長は、再三にわたって沖縄戦の経験をかんがみると、有事の事態に国民を保護するというのはいかに困難であるか、沖縄県民は歴史的な体験として知っており語り継がれていると答弁しています。歴史の教訓は、戦争における国民保護というのは、軍事作戦を思いのままに行うための方便にすぎないということが明らかです。

法案の説明会で参加者から質問がありました。仮に武力攻撃が発生した場合、侵略排除のための

米軍や自衛隊の軍事行動が優先されるのか、それとも国民の避難や救援が優先されるのかということに対して、政府は、米軍や自衛隊と調整中であるとか、ケース・バイ・ケースと言うだけで住民保護を最優先するという明確な答弁はありませんでした。そもそも米軍の軍事行動は、平時でも、また有事でももちろん、日本国民にとっては機密事項なのです。

災害救助などとの第2の違いは、アメリカの戦争に地方自治体や公共機関、その労働者を動員する計画だということです。国民保護法は地方自治体はその計画をつくることを義務づけていますが、住民避難計画だけではなく、地方自治体の施設を米軍、自衛隊に提供したり、医療関係者や輸送業務などを動員する計画をつくることになります。

さらに自衛隊法 103 条では、有事の場合、土地取り上げ、強制収容を明記していますが、この命令を下すのは都道府県知事です。市長は残念ながら除かれているのです。さらに政府は、民間業者や公共機関を指定公共機関として指定していますが、その動員計画をまとめ推進するのも地方自治体です。これには、電気、ガス、輸送、医療、鉄道など 160 の機関が入っております。

第3の違いは、国民保護計画は国民の自由と権利を侵すことになるということです。武力攻撃事態法は憲法に保障された基本的人権、国民の自由と権利を制限し侵害する場合は公然と認めています。今、日本にとって必要なことは軍事的な対応で、アジアでの緊張激化させることではありません。アメリカの言いなりになることではありません。平和を探求することを外交の根底に据えること、これが重要です。大震災や大災害は人間の力では防げませんが、戦争は外交、政治の力で抑えることができます。平和外交の努力こそが重要ではないでしょうか。

憲法前文には、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにするとし、日本国民は全力を挙げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓うとしています。国民の努力も必要です。小泉自民党政府がイラク戦争の、皆さんおわかりのように、アメリカべったりでの軍事中心の進め方は完全に誤りだと考えて反対討論とします。

議長（榊原均君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

【22 番（佐々木正己君）「議長、議事進行」と呼ぶ】

議長（榊原均君） 22 番佐々木正己君。

22 番（佐々木正己君） 討論は通告書ということで前もって出すということで、議長は討論通告していない方に発言を求めるということは、通告に関係なく発言できるということで、そういう理解でよろしいのですか。

議長（榊原均君） ちょっと休憩します。

午後 2 時 17 分 休 憩

午後 2 時 20 分 再 開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、原案に反対者の発言を許します。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 7号に反対をしたということと、それに基づいての協議会をつくるということですから反対いたします。

日本人というのは、半藤先生のお話によりますと、大きな熱風が吹きすさんだ場合、国民はそれに従っていくと、そういう国民性があると。ですから、あの大東亜戦争と言って、そして後に太平洋戦争となりますけれども、国民がそれに異を唱えることが少なくなって、どんどんどんどん自分たちから、1941年の12月の戦争のときから、国民はもろ手を挙げてそれに走っていったという記憶があります。そういう歴史が厳然としてあります。

そして、一方においては、ちまたでは、あるいは隔々の村や町では隣組組織がつくられ、そしてそういう組織が一つにまとまっていく場合にそれに異を唱えることができなかったという歴史もあります。密告制度が横行し、例えば自由主義的な発言をただけで、特別警察、いわゆる特高に引っ張られる。あるいは子供たちに生活苦を見詰めさせて、そこから向上を目指す教育をしようとする先生方が、自由主義だ、あるいは国体に反する教育をしているという、そういうことで引っ張られたという、あるいは監獄で死亡させられた歴史があります。今こういう協議会をつくった場合に、どういうふうにしていくかということをおはやっぱり考えざるを得ません。

ここできちんと一人一人の国民が、私はそれにノーと言いたい、ノーと言え、そういういわゆる社会をつくっていくことが日本の国のこれから非常に大切なことだと思って、この第8号議案に反対をします。

議長（榊原均君） これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第8号にかほ市国民保護協議会条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで2時35分まで休憩します。

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第9号にかほ市地域振興基金条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第9号にかほ市地域振興基金条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第10号にかほ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

議長（榊原均君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 賛成ということへ普通は討論しないところですが、私、今回の市がとった素早い、合併6ヵ月でこういう組織改正が必要だということでの判断をした、そういう判断をしたことに対してよかったと、そういう思いをしています。

私は、一つは産業建設部、いわゆる産業部と建設部にすることによって、何というか、足腰の、それから素早い動きができる、判断がきちんとやっぱりそれぞれにできていくと。特に、にかほ市がこれから求められている企業誘致について、きちんとしたことができていくんじゃないかと。そういう積極的な取り組み姿勢ができていく、具体化していくと。そういう意味で、こういうことを市が素早くとったということについて賛意を表するものであります。

2つ目は、私の持論ですが、にかほ市がこれから成長していくためには、子供たちの育つ環境をいかにつくっていくか、そこがやっぱりにかほ市の発展の大きなもとだと考えて、今まで子育て支援課という名前じゃなくて、子供たちが育つ環境づくり課、ぜひとっていただきたいということで求めてきました。そういう意味からいって、今回のこの組織改正については大賛成であります。

さらに、これから求められるもの、あるいは市民の声を聞いて、組織改正が必要なものについてはも時間を置かないでつくっていく、直していく、そういう姿勢をとっていただきたいことをお願いをしたいと思います。

たまたま、みどり中央公園に遊具を130万円設置することの予算が今回計上されました。内容を聞きますと、3歳児以上の対応のスプリング遊具をつくりたいという話でした。私はすぐ頭をかしげまして、スプリング遊具というのは、こうやって乗って、こういうやつですね。これが子供たちに喜ばれるのかどうか、あの辺で子供たちを遊ばせている保護者の方にすぐに聞いてみました。そしたら大反対です。ああいうスプリング遊具というのはすぐ飽きますよと。

そういうことですから、このすくすく子育て支援課が横断的に、説明がありましたように、横断的に子供たちの育つ環境づくりに大きな役目を果たしていくことを希望を込めて賛成の討論にさせていただきます。

議長（榊原均君） これで議案第 11 号の討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 11 号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 12 号の討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 12 号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。43 番佐々木春男議員。

43 番（佐々木春男君） 議案第 13 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてに反対の立場から討論いたします。

職員の給与の減額は、旧町時代から繰り返し何度も行われてきました。昨年 11 月に招集された第 2 回にかほ市議会臨時会においては、職員の手当は減額され、議員のものは議長の判断により増額になったことは記憶に新しいことです。地方公務員の労働基本権は大きく制限されている中で、特に団結権、団体交渉権、争議権のすべてが認められていない職域までかかわるこの条例案が、何の、そこに、条例改正案がそこに触れることもなく何のためらいもなく提出されているところに民主主義の立ちおくれを感じるものであります。

また、人事委員会の勧告を受け入れる姿勢には、自分たちのことは自分たちで考え自分たちで決めるという地方自治法の本質とかけ離れていると受けとめざるを得ないものであります。

改正案の根底には民間の賃金により近づけるという考えがあるようですが、秋田県の最低賃金は長年、全国最低レベルで、その域を脱したことはいまだありません。それに、長引く不況、リストラ、規制緩和により、パート労働者の増加、不正規雇用の増加や賃金の引き下げを余儀なくされている企業業種も見受けられるなど、労働環境は決してよいものとは言えるものではありません。このような状況にメスを入れることなく、賃金レベルの下がってきたところに一方的に水準を置くとい

う考え方は、地域経済から見ても好ましいものではありません。

基本給の減額は退職金の減額につながるものでありますし、定率減税の廃止や年金受給額の削減、年金保険料の増額など社会保障に対する個人の負担が重くなってきている状況や、公務員の給料が地域の賃金の目安になっていたことなどから考えれば、地域全体の生活レベルの低下につながりかねないものであり、決して好ましいものではありません。むしろ民主的な労使関係を築き上げ、安心して働ける職場で、より住民サービスの向上に努めてもらい、民間においては、より安定・安心して長く働ける労働環境の構築こそ、我々市民にとって最良の方策と考えるものであります。

以上のことからこの改正案に反対することを申し述べ、討論を終わります。

議長（榊原均君） 次に、原案に反対者の発言を許します。17番竹内賢議員。

17番（竹内賢君） 簡単に反対の意見を述べさせていただきます。

今、日本は、格差社会と言われております。持てる者と持てない者、そして政府財界は持てない者の目を公務員に向けさせようとしているのが現状ではないでしょうか。首にならないとか、安定しているとか、地域の中で給料が高いとか、そういう形でガス抜きをさせようとしているのではないのでしょうか。

今、低賃金で苦しんでいる人方はたくさんおります。そして、税金を投入した金融業や、物すごい過去にないもうけをしております。しかしながら、利息は上がりません。この間たった100万円で300円上がりました。これで果たしてやっぱりいいのかどうかということから考えざるを得ません。

「希望格差」という言葉が出てきました。子供たちが幾ら勉強しようとしてもお金のない子供たちが勉強できない境遇にある。希望を持てない子供たちがいっぱいいるという。そして希望を持てるのはお金のある人だけ。極めて寂しい言葉だと思います。「希望格差」。すべての子供たちが大きな希望を持って働けるといような、生きられるといような社会をつくるのが私たちの務めだと思います。そういうことを目をそらさせるような今の政治のあり方、経済のあり方について、私は疑問を持たざるを得ません。

今、例えば公務員の賃金については、特に秋田県の中では、全国の中でも低い所得ですから、公務員だけじゃなくて、その中で支障になってきた、そういう実態があります。どんどんどんどん今、公務員の賃金は下げられております。これではやっぱり働く意欲も失われて、市民に対するサービスもだんだん少なくなっていくんじゃないかという、低下するんじゃないかという、そういう危険性も感じざるを得ません。

それから、評価制度であります。人間が評価するわけですから、これはやっぱり難しいだろうと。公平な評価ができるのかという心配は大きなものがあります。公務員の賃金を下げるといことは、地域の民間の賃金も下げるといことに通じます。地域経済が、あるいは地方税の面でも冷え込むこととなります。

夢あるまち、豊かなまち、元気なまちという標榜を掲げているにかほ市が、そういう経済が低下をすることについて、私は、この実現は難しくなってくるだろうということを考えて、全国でもまだこのにかほ市の賃金については上のほうではありません。したがって、今回こういう下げること、

あるいは公平な評価が難しい制度を取り入れることについて反対をするものであります。

議長（榊原均君） これで議案第 13 号の討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 13 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 14 号の討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 14 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 15 号の討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 15 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 16 号の討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 16 号にかほ市障害者自立支援認定審査会の委員の定数等を定める条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号にかほ市教育研究所設置条例制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。23 番村上次郎議員。

23 番（村上次郎君） 議案第 17 号にかほ市教育研究所設置条例制定については、もっと慎重に時間をかけて審議すべきだという立場から反対の討論をします。

まず、議員の皆さん、この研究所を設置するという、なるほどという必要性、緊急性、こういうことが伝わってきているのでしょうか。大方の皆さんは、設置の必要性や意義がすっと胸に落ちないでいるのではないのでしょうか。私も納得できないことが多々あります。

まず第 1 に、この設置が先生方や校長などから何とか設置してほしいという声なかったということです。普通、要望があれば、何年か検討してようやく実現するというのが新しい事業でないでしょうか。当局はこういうのをつくりたいという説明だけで、つくることについて意見を求めたりもしていないようです。これは市長の公約である市民参加型行政実現ということにも反することは明らかです。

また、市長の次世代の育成支援としての学校教育環境の支援の中にも、この研究所のことは全く上がっていません。この種の計画は、本来なら、新市まちづくり計画や総合発展計画などをつくる中に位置づけ検討を加えるべきものと思います。市長の施政報告の中でも、行政の進め方について、「各種事業の計画策定段階から市民と行政が協働する仕組みの一つとして、住民などによる検討委員会を設置するための予算を各事業ごとに措置しております」としてはいますが、教育研究所設置についてはこのような市長の約束が全く出てきていません。

第 2 に、条例の第 1 条に「調査研究と教職員の資質の向上を図るための検証を行う」としてはいますが、にかほ市の教育について何が不足で、そこにはどのようなことが必要なのかははっきりしません。

当局は、教員は頑張っているし、指導力もある。しかし、もう一步指導力を上げてもらいたいとしています。これはどこにでも当てはまることです。例えば、県内の市の中でも教育研究所を置いているのは、秋田市、鹿角市、湯沢市、由利本荘市、大潟村だけです。大館市、男鹿市、能代市、横手市などは置いていません。これは研究所がなくてもやっていけるということでないでしょうか。

きのう教職員の人事異動の発表があつて新聞に載っていました。教職員の人事交流はほとんど旧由利郡本荘市管内です。由利管内への研修・研究も行っています。にかほ市に研究所がなくても、また、単独でなくても十分に研修はできるのではないのでしょうか。

第 3 は、指導主事が本当に必要かということです。これまで由利出張所に 3 名、由利本荘市に 2 人おり、さらに中央教育事務所などからの派遣もあります。これまでこれで間に合っていたんです。しかも、現在、にかほ市の学校教育課長は理科の指導主事です。この市で 2 人の指導主事を抱えることになりましたが、これでいいのでしょうか。市内の学校には市の指導主事を派遣するとしていますが、市に予定している指導主事は教科が社会科だそうです。前年度の各学校では、指導主事を頼んで呼んでいる要請訪問。要請訪問という研究は、国語や算数が 12 校中 10 校です。社会は中学校の 2 校だけです。しかも社会の 2 校も、国語や数学、道徳などとの組み合わせで指導主事を呼んでいるのです。全く合わないではないのでしょうか。

このことを委員会で話したら、社会の指導主事だから社会の研究する学校もあるだろうとのことですが、学校の研究実態とかけ離れているのではないのでしょうか。既に校長会等での説明では、要請訪問として各校の計画によろししながらも、にかほ市の指導教科は、社会、生活科、道徳、特活、総合、理科と限定しています。これでは学校の自主的な研究が指導主事の教科に合わせられるという懸念さえあります。

また、市内の児童生徒の課題は理数系だという当局の話でしたけれども、これも指導主事の教科と合いません。指導主事を置くのにもこのような問題があるのに、一足飛びに教育研究所設置はいいのかとの疑問を持たざるを得ません。

第4は、教員の多忙の問題です。教育研究所は実績をつくるため、学校に調査を依頼したり、会議や研修会をふやしたり、訪問したり、その他行事をしたりすることは目に見えております。既に学校とは何の相談も検討もなく、夏休み作品展の賞品予算を置いたりしています。そのようなことはこれまで同様、学校に任せておけばいいのです。学校から何か希望があればサービスをしたらいいいのです。これで教育研究所の一方的な姿勢がもう見えているのではないのでしょうか。ある先生は教育研究所設置の話聞いて、これ以上忙しくさせないでくださいとの痛切な状況も訴えています。

議員各位の御理解をお願いして、反対討論とします。

議長（榊原均君） これで議案第17号の討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第17号にかほ市教育研究所設置条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第18号の討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第18号にかほ市火災予防条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第19号の討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 19 号にかほ市消防手数料条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号象潟ねむの丘条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 20 号の討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 20 号象潟ねむの丘条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号にかほ市温泉保養センターはまなす条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 21 号の討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 21 号にかほ市温泉保養センターはまなす条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号にかほ市農業委員会委員の定数等に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 22 号の討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 22 号にかほ市農業委員会委員の定数等に関する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 23 号の討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 23 号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号市道路線の廃止についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 24 号の討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 24 号市道路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号市道路線の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 25 号の討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 25 号市道路線の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 26 号の討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 26 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 27 号の討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 27 号にかほ市公共下水道事業特別会計へ

の繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 28 号の討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 28 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号平成 17 年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 57 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの 29 件の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 29 号から議案第 57 号までの討論を終わります。

これから議案第 29 号平成 17 年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 57 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで 29 件を一括して採決します。議案第 29 号平成 17 年度仁賀保町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第 57 号平成 17 年度仁賀保地区衛生施設組合公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで 29 件は各小委員長の報告はいずれも認定とするものです。各小委員長の報告のとおりいずれも認定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号から議案第 57 号まで 29 件は、各小委員長の報告のとおりいずれも認定することに決定しました。

次に、議案第 58 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 58 号の討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 58 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 59 号の討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 59 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 60 号の討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 60 号平成 17 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号平成 17 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 61 号の討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 61 号平成 17 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 62 号の討論を終わります。

これから議案第 62 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 62 号平成 17 年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 63 号の討論を終わります。

これから議案第 63 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 63 号平成 17 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 64 号の討論を終わります。

これから議案第 64 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 64 号平成 17 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 65 号の討論を終わります。

これから議案第 65 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 65 号平成 17 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号平成 18 年度にかほ市一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。23 番村上次郎議員。

23 番（村上次郎君） 議案第 66 号平成 18 年度にかほ市一般会計予算に反対の立場から討論します。

予算の内容、全体的には、象潟中学校建設とか、新規事業や継続事業など必要なものであるということは認めます。

しかし、反対の第 1 は、歳入の市民税が国の税制改悪によって、特に高齢者の低所得者にまで税をかける負担が余りにもひどいということで、こういう流れの上の予算だという立場から反対します。

反対の第2は、先ほども討論しましたが、現場の声を聞いて慎重に進めるべき教育研究所の予算があるということです。第1の市民税の関係では、質疑の答弁にありましたように、1つ目は、65歳以上の公的年金所得控除が140万円から120万円、20万円が減らされ、影響を受ける市民が463人、約256万9,000円。2つ目には、非課税措置の廃止で新たに影響する人が1,416人、159万5,000円。これは年齢65歳以上の人で前の年の合計所得金額が125万円以下の人にかかるもので、低所得者からも情け容赦なくむしり取る、こういう感じです。3つ目は、老年者控除で48万円を廃止するものです。これもひどいものです。これは776人、約725万9,000円です。4つ目は、定率減税。まだ半分の廃止ですが、この場合でも、特別徴収分が何と6,919人、約3,458万円の影響です。普通徴収分は4,285人、約1,181万円です。ここまででも延べ人数は1万3,859人、約5,782万円の負担増となります。この金額は、高齢者の金婚式、敬老式、長寿祝金の2年分以上を十分賄えておつりが来る額、こういうこととなります。これが国保や介護保険の段階に影響していくので、まだまだ負担はふえていきます。

小泉自民党政府は、大もうけをしている大企業や高額所得者には定率減税を据え置いたままで、一方、高齢者で所得の低い人から税金を取っています。このようなことは許されることではありません。格差拡大と言われていますが、弱肉強食の推進は政治ではないと思います。

2つ目は、教育予算に時期尚早と思われる教育研究所研修会等講師謝礼、教育研究所夏休み作品展賞品など、教育研究所に関する予算が盛られています。研究所の運営委員会も開かないうちに夏休み作品展を当初予算に盛ること自体、市民参加型でないあり方だと考えます。この件については議案第17号でも述べていますので省略し、反対討論とします。

議長（榊原均君） これで議案第66号の討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第66号平成18年度にかほ市一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで3時35分まで休憩いたします。

午後3時24分 休憩

午後3時35分 再開

議長（榊原均君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきほど私が議案第29号から議案第57号までの発言の中で、本来、「各委員長」と言うところを「各小委員長」ということで間違った発言をしておりますので、3回ほど言っておりますけれども、これを「各委員長」ということに訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。（該当箇所訂正済み）

次に、議案第 67 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 67 号の討論を終わります。

これから議案第 67 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議案第 67 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 68 号の討論を終わります。

これから議案第 68 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 68 号平成 18 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 69 号の討論を終わります。

これから議案第 69 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 69 号平成 18 年度にかほ市老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 70 号の討論を終わります。

これから議案第 70 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 70 号平成 18 年度にかほ市簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 71 号の討論を終わります。

これから議案第 71 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 71 号平成 18 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 72 号の討論を終わります。

これから議案第 72 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 72 号平成 18 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 73 号の討論を終わります。

これから議案第 73 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 73 号平成 18 年度にかほ市観光施設整備特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 74 号の討論を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 74 号平成 18 年度にかほ市ガス事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計予算の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 75 号の討論を終わります。

これから議案第 75 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 75 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 78 号の討論を終わります。

これから議案第 78 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 78 号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 79 号の討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 79 号損害賠償の額を定めることについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 80 号の討論を終わります。

これから議案第 80 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 80 号平成 17 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで議案第 81 号の討論を終わります。

これから議案第 81 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議案第 81 号平成 17 年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第 1 号の討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、陳情第 1 号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 2 号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第 2 号の討論を終わります。

これから陳情第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、陳情第 2 号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 1 号介護保険の改善を求める陳情書（継続審査中）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。これで陳情第 1 号（継続審査中）の討論を終わります。

これから陳情第 1 号（継続審査中）を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、陳情第1号介護保険の改善を求める陳情書（継続審査中）は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第82、議提第1号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出についてから日程第85、議提第4号大規模養豚事業に関する決議までの4件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議提第1号及び議提第2号について36番須田鉄郎議員の説明を求めます。36番須田鉄郎議員。

【36番（須田鉄郎君）登壇】

36番（須田鉄郎君） 議提第1号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成18年3月24日提出。提出者、賛成者は以下のとおりでございます。また、意見書（案）につきましては別紙のとおりであります。

次に、議提第2号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成18年3月24日提出。提出者、賛成者は以下のとおりでございます。また、意見書（案）は別紙のとおりでございます。

議長（榊原均君） これから議提第1号及び議提第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議提第1号及び議提第2号の質疑を終わります。これから議提第1号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。

これから議提第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議提第1号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。

これから議提第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立全員です。したがって、議提第2号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第3号について16番佐々木正勝議員の説明を求めます。佐々木正勝議員。

【16番（佐々木正勝君）登壇】

16番（佐々木正勝君） 申し上げます。

道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書（案）であります。朗読をこのとおりでありますので省略しまして、以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（榊原均君） これから議提第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議提第3号の質疑を終わります。

これから議提第3号の討論を行います。討論ありませんか。 — 3番佐々木春男議員。

3番（佐々木春男君） 佐々木正勝議員外16名の方々が連名で提案をしているのに私は反対をいたします。

今から3年ほど前に同じような趣旨の決議案が仁賀保町の議会に提案されたことがございました。そのときに私は反対をしました。3年たって、おまえ、変説をしたのかと言われると、いや、変説はしていないと、やっぱり反対だと申し上げたいわけでありまして。

私が反対をするのは、道路整備の促進ではございませんで、その後にあります道路特定財源の確保というところにあるわけです。

今、御承知のように、小泉内閣は、道路特定財源を一般財源に変えようと、つい二、三日前の新聞にも出ておりました。で、道路特定財源というのは、御承知のように、ガソリン税や、あるいは軽油税の何%かを道路だけに使うという特定財源であるわけです。いわゆる聖域と言われてまいりました。でも、今、改革は聖域なき改革であります。しかも、今、日本の国が抱えている問題は、むしろ福祉、あるいは環境、あるいは教育といったような非常に大きな問題を多く抱えているわけです。これにこの道路特定財源を回してゆけば、もっともっと我々の福祉も豊かになるであろうと、そう言われております。しかも、この道路特定財源は、今問題になっております国の特別会計のほうへ流れるんです。したがって、使い道がどうもはっきりしないという問題も今、起こってきております。そういうような結構問題を含んでおりますので、私は特定財源には反対をするわけです。

ただし、必要な道路は、これはつくっていかなくてはなりません。そのためには大いに我々も、私も意を強くして政府のほうに要望はいたしますけれども、道路特定財源を一般財源にすることを反対だと、こう書いてありますこの意見書はひとつ見直ししていただきたいと思うわけでありまして。

以上で反対の意見とします。

議長（榊原均君） ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） これで討論を終わります。

これから議提第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議提第3号道路整備の促進及び道路特定財源の確保に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、議提第4号について、37番佐々木元議員の説明を求めます。佐々木元議員。

【37番（佐々木元君）登壇】

37番（佐々木元君） 大規模養豚事業に関する決議（案）については、お手元にありますので朗読を控えます。

そこで、最近の情勢を若干この決議案にない部分について御報告を申し上げたいと思います。

そもそも養豚事業をやりたいというのが、ことしの1月11日に県のほうに土地売買届の届出書を受理しまして、遊佐碎石と30ヘクタール、6,000万円の契約を交わしているわけでありまして。にかほ市としては、どういう今まで行動というよりも対応をしてきたのかといいますと、常に最上川ファームですかー に対して、住民説明会を強力にやってくださいということでファックスを送信しておりますが、ここ1ヵ月その返信がないという。誠意がない、そういう感じを私は受けておりました。

それからもう一つは、じゃ、この事業をやるためにはどこが窓口なのか。もちろん県庁であります。県庁の由利地方事務所の森づくり推進課が窓口になっているわけです。この課長さんと私いろいろお話ししますと、このファーム会社が申請に来ているかということを知りましたら、まだ申請は届いていないと。開業したいということが来ていないという報告がありましたので、つけ加えて御報告申し上げます。

議長（榊原均君） これから議提第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 質疑なしと認めます。これで議提第4号の質疑を終わります。

これから議提第4号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 討論なしと認めます。

これから議提第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

議長（榊原均君） 起立多数です。したがって、議提第4号大規模養豚事業に関する決議は、原案のとおり可決されました。

日程第86、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

議会運営委員長及び議会広報編集委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第102条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長及び議会広報編集委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（榊原均君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び議会広報編集委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 18 年第 2 回にかほ市議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 02 分 閉 会